

# 平成 26 年度 第 6 回東区協議会次第

日時：平成 26 年 9 月 25 日（木）午後 1 時 30 分

会場：東区役所 3 階 31、32 会議室

## 1 開 会

## 2 会長あいさつ

## 3 議 事

### (1) 答申事項について

浜松市新・総合計画（案）について

【区振興課】

### (2) 諮問事項について

平成 27 年度東区役所費の予算要求の概要について

【区振興課】

### (3) 協議事項について

ア 浜松市都市計画公園の見直し計画（案）について

【緑政課】

イ 有玉緑地都市計画決定（変更）について

【公園課】

ウ 教育文化会館（はまホール）の代替施設の負担軽減について

【生涯学習課】

### (4) 報告事項について

市立幼稚園再編の今後の対応について

【教育総務課】

### (5) 地域課題について

区協議会委員会報告について

## 4 その他

### (1) その他

### (2) 10 月の開催予定 平成 26 年 10 月 8 日（水）午後 1 時 30 分から

会場 東区役所 3 階 31、32 会議室

10 月の開催予定 平成 26 年 月 日（ ）午後 時 分から

会場 東区役所 3 階 31、32 会議室

11 月の開催予定 平成 26 年 月 日（ ）午後 時 分から

会場 東区役所 3 階 31、32 会議室

## 5 閉 会

(案)

第10号様式

浜東区協第3号  
平成26年9月25日

浜松市長 鈴木 康友 様

東区協議会  
会長 米山 英二 印

諮問事項に対する答申について

平成26年8月8日付け浜市協第119号で当協議会に対して諮問のあったことについて、浜松市区及び区協議会の設置等に関する条例第11条第1項から第3項の規定に基づき審議した結果、下記のとおり答申します。

記

- 1 答申内容 別紙第11号様式のとおり

(案)

第11号様式

諮問事項に対する答申書

東区協議会

件名	浜松市新・総合計画（案）について
諮問内容	<p>1 基本構想（浜松市未来ビジョン）</p> <p>(1) 計画期間：平成27年度から平成56年度まで（30年）</p> <p>(2) 内容</p> <p>ア 都市の将来像</p> <p>イ 1ダースの未来（理想の姿）</p> <p>⇒つくる（創る）、たかめる（高める）、いかす（活かす）、めぐらす（巡らす）、つなぐ（繋ぐ）、みとめあう（認め合う）、ささえあう（支え合う）、はぐくむ（育む）、みのる（実る）、はたらく（働く）、かえる（変える）、むすぶ（結ぶ）</p> <p>2 基本計画（浜松市未来ビジョン第1次推進プラン）</p> <p>(1) 計画期間：平成27年度から平成36年度まで（10年）</p> <p>(2) 内容</p> <p>ア 未来ビジョン（基本構想）を受けて</p> <p>イ 都市経営の考え方</p> <p>ウ まちづくりの基本的な考え方</p> <p>エ 分野別計画</p> <p>⇒産業経済、子育て・教育、安全・安心・快適、環境・エネルギー、健康・福祉、文化・生涯学習、地方自治・都市経営</p>
答申	<p>浜松市新・総合計画（案）については、審議の結果適切であると認めます。</p> <p>なお、審議を通じて出された意見を付します。</p> <p>1. 30年後を見据えた計画は素晴らしいが、今から30年前に計画されている事業が未だ完了していない。この現状を理解していただき、実現可能な計画にしてほしい。</p> <p>2. 基本計画に、30年後に働く力になる子ども達を育てていく環境を整え、活力に溢れた街になるような具体的な取り組みなどを盛り込むことで解りやすくなると思う。</p>
備考	

(修正案)

第10号様式

浜東区協第3号  
平成26年9月25日

浜松市長 鈴木 康友 様

東区協議会  
会長 米山 英二 印

諮問事項に対する答申について

平成26年8月8日付け浜市協第119号で当協議会に対して諮問のあったことについて、浜松市区及び区協議会の設置等に関する条例第11条第1項から第3項の規定に基づき審議した結果、下記のとおり答申します。

記

- 1 答申内容 別紙第11号様式のとおり

(修正案)

第11号様式

諮問事項に対する答申書

東区協議会

件名	浜松市新・総合計画（案）について
諮問内容	<p>1 基本構想（浜松市未来ビジョン）</p> <p>(1) 計画期間：平成27年度から平成56年度まで（30年）</p> <p>(2) 内容</p> <p>ア 都市の将来像</p> <p>イ 1ダースの未来（理想の姿）</p> <p>⇒つくる（創る）、たかめる（高める）、いかす（活かす）、めぐらす（巡らす）、つなぐ（繋ぐ）、みとめあう（認め合う）、ささえあう（支え合う）、はぐくむ（育む）、みのる（実る）、はたらく（働く）、かえる（変える）、むすぶ（結ぶ）</p> <p>2 基本計画（浜松市未来ビジョン第1次推進プラン）</p> <p>(1) 計画期間：平成27年度から平成36年度まで（10年）</p> <p>(2) 内容</p> <p>ア 未来ビジョン（基本構想）を受けて</p> <p>イ 都市経営の考え方</p> <p>ウ まちづくりの基本的な考え方</p> <p>エ 分野別計画</p> <p>⇒産業経済、子育て・教育、安全・安心・快適、環境・エネルギー、健康・福祉、文化・生涯学習、地方自治・都市経営</p>
答申	<p>浜松市新・総合計画（案）については、審議の結果適切であると認めます。</p> <p>なお、審議を通じて出された意見を付します。</p> <p>1. 30年後を見据えた計画は素晴らしいが、今から30年前に計画されている事業が未だ完了していない。この現状を理解していただき、事業に取り組む優先順位を付けるなどして、実現可能な計画にしてほしい。</p> <p>2. 基本計画に、30年後に働く力になる子ども達を育てていく環境を整え、活力に溢れた街になるような具体的な取り組みなどを盛り込むことで解りやすくなると思う。</p>
備考	

第 8 号様式

浜市協第 139 号

平成 26 年 9 月 8 日

東区協議会 様

浜松市長 鈴木 康友

区協議会への諮問について

浜松市区及び区協議会の設置等に関する条例第 11 条第 1 項から第 3 項の規定に基づき、下記のとおり諮問します。

記

- 1 諮問内容 別紙第 9 号様式のとおり
- 2 答申期限 別紙第 9 号様式に記載された期限のとおり

第9号様式

区 協 議 会

区 分	<input checked="" type="checkbox"/> 諮問事項 <input type="checkbox"/> 協議事項 <input type="checkbox"/> 報告事項				
件 名	平成 27 年度区役所費予算要求の概要				
事業の概要 (背景、経緯、 現状、課題等)					
対象の区協議会	東区協議会				
内 容	平成 27 年度東区区役所費の予算要求の概要について 諮問するもの。				
備 考 (答申・協議結果を得たい 時期、今後の予定など)					
担当課	東区区振興課	担当者	鈴木勝久	電話	053-424-0115

必要に応じて、記入枠の拡大や資料等の添付をしてください。

平成27年度 東区役所費 予算要求の概要

東区役所

(単位：千円)

	27年度当初 要求額A	26年度当初 予算額B	増減 (A-B)	内 容
東区役所費	263,062	254,143	8,919	
人件費（附属機関の委員等）	2,031	2,020	11	区協議会委員報酬
区管理運営事業	52,547	47,431	5,116	庁舎、公用車の維持管理経費ほか
協働センター管理運営事業	47,170	47,160	10	天竜協働センターほか4館の維持管理経費
区協議会運営事業	376	330	46	区協議会に係る事務経費
地域力向上事業	9,961	9,014	947	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市民提案による住みよい地域づくり助成事業</li> <li>・ 区民活動・文化振興事業</li> <li>・ 区課題解決事業</li> </ul>
行政連絡文書配布事業	45,506	45,160	346	行政文書の配布に係る経費
自治会振興事業	102,649	100,428	2,221	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自治会集会所整備助成事業</li> <li>・ 防犯灯設置維持管理助成事業</li> </ul>
俳句の里づくり事業	2,822	2,600	222	十湖賞俳句大会や講演会開催等の経費



## H27年度 地域力向上事業予算要求事業一覧

## 【助成事業】

	H27 予算要求額	H26 予算額
	3,800	3,800

## 【区民活動・文化振興事業】

事業名		H27 予算要求額	H26 予算額
1	第7回東区長杯キンボール大会	365	365
2	『東区・家康公ゆかりの里』推進事業	1,100	1,054
3	東区地域福祉講演会	280	280
4	東区大型商業施設との連携事業	70	70
5	東区市民映画音楽祭2015	1,500	1,307
6	【新規】東区”匠の技”講座	230	—
計		3,545	3,076

## 【区課題解決事業】

事業名		H27 予算要求額	H26 予算額
1	東区 交通安全声かけ運動 ～交通事故ワースト1脱出大作戦～	830	800
2	中学生自転車危険予知体験教室	900	1,200
3	健康力アップ in 東区	196	88
4	ノルディック・ウォークで健康力アップ	90	50
5	【新規】交通事故撲滅のための安全点検運動	600	—
計		2,616	2,138

合計	9,961	9,014
----	-------	-------

区 分	<input type="checkbox"/> 諮問事項 <input checked="" type="checkbox"/> 協議事項 <input type="checkbox"/> 報告事項				
件 名	浜松市都市計画公園の見直し計画（案）について				
事業の概要 (背景、経緯、 現状、課題等)	<p>目的：本市における多くの都市計画公園は、高度経済成長期の市街地拡大や人口増加を前提に計画している。しかし、都市計画決定したものの整備が完了するまでには多大な資金と時間を要するため、事業着手の目途が立たず長期間にわたって未開設となっているものがある。近年の社会経済情勢の変化からも、これらの公園の開設には今後更に年月を要することが予測され、周辺住民や地権者に対して様々な問題を生じさせる可能性がある。また、都市計画決定当初にその公園に期待されていた役割にも変化が生じてきている。</p> <p>このため、既存の都市計画公園の中で未開設区域が存在するものについて、現状等を踏まえたうえで、それら未開設公園の必要性を社会情勢の変化に照らし合わせて検証し、都市計画公園のあるべき姿を個別に示す見直し計画を策定する。</p> <p>経緯：</p> <p>平成23～26年度 浜松市都市計画公園見直し計画検討委員会を設置及び庁内幹事会を設置</p> <p>平成26年2～6月 浜松市都市計画公園の見直し方針と整備の優先順位付け方針パブリック・コメントを実施</p> <p>平成26年6月以降 浜松市都市計画公園の見直し計画（案）の検討</p>				
対象の区協議会	全区協議会				
内 容	<p>見直し計画（案）は以下の通り。（詳細は別紙参照）</p> <p>①都市計画決定の現状と見直し対象</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 箇所数：189箇所</li> <li>・ 見直し対象：上記のうち未開設区域が残る52箇所</li> </ul> <p>②見直し結果</p> <p>存続：22箇所、変更：25箇所、廃止：5箇所 （見直し後の箇所数：184箇所）</p>				
備 考 (答申・協議結果を得たい時期、今後の予定など)	<p>今後の予定</p> <p>平成26年10月10日 都市計画公園の見直し計画公表</p> <p>平成26年10月10日以降 都市計画決定手続きを実施（都市計画道路の変更に関連するもの）</p> <p>平成27年度 都市計画決定手続きを実施（上記以外のもの） 都市計画公園整備プログラム公表</p>				
担当課	緑政課	担当者	市川、山崎	電話	457-2565

必要に応じて、記入枠の拡大や資料等の添付をしてください。

# 浜松市都市計画公園の見直し計画 (案)

(抜粋)

平成 26 年 9 月

浜 松 市

1 都市計画公園の見直し計画の目的	1
2 都市計画公園の現状と問題点	2
3 都市計画公園の見直しの考え方	3
4 都市計画公園の見直し手順	4
5 都市計画公園の見直し計画	14
6 都市計画の変更・事業の実施に向けて	85
7 策定の経緯・体制	86
8 用語集	87

# 1 都市計画公園見直し計画の目的

公園緑地は、緑の拠点として、自然環境の創出、防災機能の確保、スポーツ・レクリエーションの場の提供、潤いある都市景観の形成等、多様な役割を担うことから、その量の確保と質の充実が求められています。その中で都市計画公園・緑地・墓園（以下、「都市計画公園」という。）は、将来の都市像を踏まえ、都市の健全な発展と機能的な都市活動を確保することを目的に、都市計画法で定められた公園です。

浜松市（以下、「本市」という。）における多くの都市計画公園は、高度経済成長期の市街地拡大や人口増加を前提に計画しています。

しかし、都市計画決定したものの、整備が完了するまでには多大な資金と時間を要するため、事業着手の目途が立たず、長期間にわたって未開設となっているものがあります。

近年の社会経済情勢の変化からも、これらの公園の開設には今後更に年月を要することが予測され、周辺住民や地権者に対して様々な問題を生じさせる可能性があります。また、都市計画決定当初にその公園に期待されていた役割にも、変化が生じてきています。

このため、既存の都市計画公園の中で未開設区域が存在するものについて、現状等を踏まえたうえで、それら未開設公園の必要性を社会情勢の変化に照らし合わせて検証し、都市計画公園のあるべき姿を個別に示す見直し計画を策定する必要が生じました。

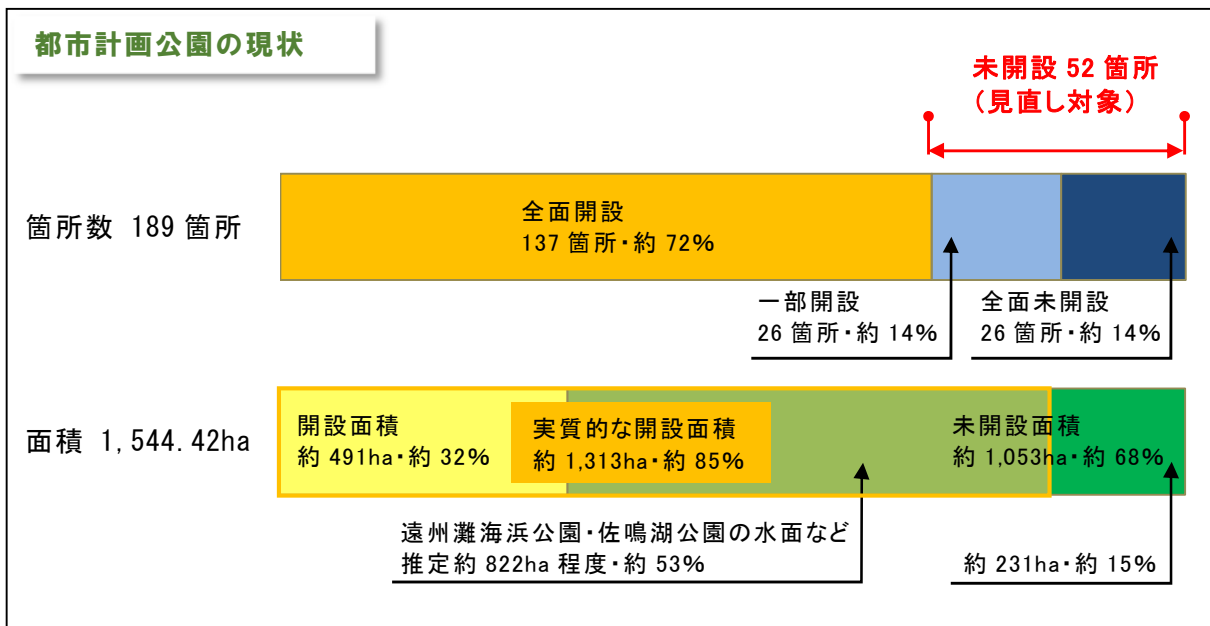
見直し計画は、平成26年6月に公表した「浜松市都市計画公園の見直し方針と整備の優先順位付け方針」のうち、「見直し方針」に基づいて、個々の公園の必要性を検証した結果を示したものです。なお、見直し計画で必要性が確認された未開設区域については、今後、効率的、効果的に整備するために、「整備の優先順位付け方針」に基づいて、事業着手の目途を示す整備プログラムを策定する予定です。

現在、「市民一人当たりの都市公園等面積」の全国平均が10.0㎡（平成25年3月末）であるのに対し、本市は7.83㎡（都市計画区域では8.09㎡（特定地区公園を除く。）、平成26年3月末）と全国水準に及んでいません。今後も公園整備を進めていくためには、選択と集中の考えのもと、限られた財源を活用しながら事業を進めていく必要があるため、本見直し計画を活用していきます。

なお、本見直し計画は、新たな都市計画公園の追加や再配置を検討するものではありません。これらの検討は、今後の緑の基本計画の改訂時において、本市における総合的なみどりのあり方を踏まえて行います。

## 2 都市計画公園の現状と問題点

市内には 189 箇所の都市計画公園があり、そのうち全面を開設している公園は 137 箇所、未開設区域が存在するものが 52 箇所あります。本方針では、未開設区域が存在する 52 箇所を見直しの対象とします。この 52 箇所の公園のうち、当初都市計画決定から 40 年以上が経過したものは 35 箇所（未開設面積 1,039.38ha）あります。



### 社会経済情勢等の変化

- ・ 少子高齢社会・人口減少社会の到来
- ・ 公共事業投資の縮減
- ・ 都市計画の見直しの機運の高まり
- ・ 将来都市構造の集約型都市構造への移行

### 都市計画公園整備の問題点

- ・ 配置及び機能面での必要性の変化
- ・ 建築物の建て替えや土地利用への影響
- ・ 市街化の進展による事業費の増大
- ・ 合意形成の長期化
- ・ 公共事業投資の縮減

取り組むべき主要な課題

必要性の再確認、整備予定時期の明示

**都市計画公園の見直し(見直し計画)と  
整備の優先順位付け(整備プログラム)**

## 3 都市計画公園の見直しの考え方

緑の基本計画における公園整備の考え方

### ハード主体の施策（地域や地区、施設などの保全や整備などを主体とする施策）

骨格となるみどりの保全・育成

浜松固有のみどりと文化の伝承

都市部のみどりの創出・活用

産業・経済の活性化につながるみどり

### 都市公園等整備の方針

都市計画決定済みであるものの未だ整備されていない公園の整備推進

身近な公園の整備の推進

特色のある公園の整備や再整備の推進

既存公園の利活用の促進



都市計画公園の見直しの考え方

#### ■ 上位計画との整合を図るため、適正かつ合理的な土地利用の観点で見直します

都市全体の土地利用や都市計画道路等の他の都市計画等との整合を勘案します。特に、高度経済成長期に市街地拡大を予想して郊外部に配置した公園は、将来都市構造に照らし合わせて必要性を検証し、廃止や縮小を検討します。また、浜松城公園などの本市を代表する公園は、今後も整備や再整備を推進します。

#### ■ 緑の基本計画の計画目標の実現のため、「みどり生活を愉しむ場＝公園」の観点で見直します

日常生活の身近な場所に緑空間を確保することを重視し、不足する地域には、既存ストックを活用して代替施設等を確保するなど、不足する機能の補完を目指します。

#### ■ 市民の生命を守る防災の観点を重視し、配置や規模を見直します

静岡県第4次地震被害想定や地域防災計画に基づき、防災、減災、復興に寄与する公園を確保することを重視します。

#### ■ 都市環境改善と生物の生息環境の観点で、配置や規模を見直します

地球温暖化防止や都市部の気温上昇の抑止となる公園緑地を保全することや確保すること、身近で多様な生物の生息・生育が期待できる公園を確保することを重視します。

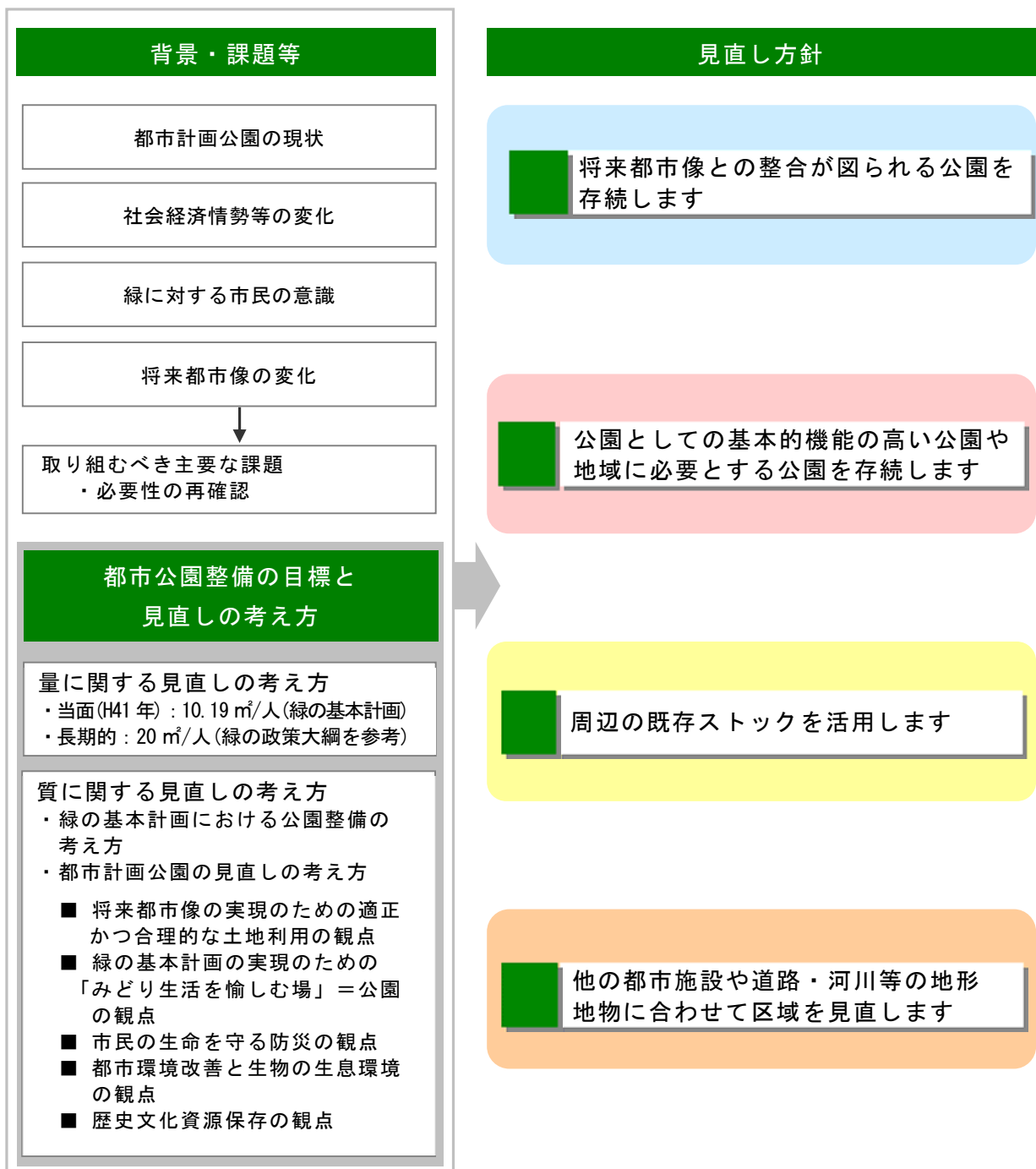
#### ■ 歴史文化資源の保存と活用の観点で、公園を見直します

史跡等で歴史上または学術上価値の高いものがある区域は、計画をできる限り変更しないものとします。

## 4 都市計画公園の見直し手順

### (1) 見直し方針

見直しを進めるにあたっては、「背景・課題等」及び「都市公園整備の目標と見直しの考え方」を踏まえ、次の4つの方針に基づいて行いました。





## (2) 見直し手順

見直しは、以下の①から⑥の手順に従って行いました。

### 現状の把握

すべての都市計画公園の現状を把握し、未開設公園・区域を抽出する。

- ① 都市計画公園の現状把握
- ② 未開設公園・区域の抽出

### I 将来都市像との整合

#### ③ 上位計画、関連事業との関連確認

上位計画等で目指す本市の姿を実現するために必要な都市計画公園であるか確認する。

- ・上位計画・関連計画における位置づけを確認
- ・関連事業からの必要性を確認（都市計画事業、市街地整備事業等） 等

### II 基本的機能・地域での必要性

#### ④ 求められる機能と必要性の検証

見直し時の都市計画公園について、社会経済情勢の変化などを勘案し、当初求められていた機能が将来にわたり必要であるか、また、必要とされる新たな機能がないかどうかを検証

##### ・計画内容の確認と検証

計画内容の確認を行い、社会情勢の変化による必要性の検証を住区基幹公園と住区基幹公園以外の公園でそれぞれ行う。（誘致圏の重複率、市街化区域やD I D、計画決定当初に求められていた機能、総合公園の必要性、街区公園としての必要性を検証）

##### ・現況から求められる公園機能の検証

地区特性や特に検討すべき公園機能を評価する。（市街化区域やD I D、誘致圏の緑地率、地域制緑地の指定状況、環境保全機能、防災機能、景観機能、スポーツ・レクリエーション機能を検証）

##### ・計画内容の変更の検討

当初求められていた機能が、上記の検証を経て、変更の必要がある場合は、公園種別や規模の変更を検討する。（標準規模との比較、郊外部に位置する住区基幹公園の種別変更、特殊公園・緑地への種別変更、住区基幹公園以外の公園の種別変更を検証）

### III 既存ストックの活用

#### ⑤ 周辺の既存ストックの活用

限られた財政状況の中で効率的で重点的な整備を行う観点から、機能を代替できる用地などが近隣にある場合はそれらの有効活用を図る。

### IV 他の都市施設等との区域の整合

#### ⑥ 区域細部の見直し

周辺の道路状況、公園の利用実態、区域界の状況に応じて、区域を見直す必要があるか確認する。



存続する  
公園緑地

変更する  
公園緑地

廃止する  
公園緑地

### ① 都市計画公園の現状把握

都市計画公園の整備状況や管理状況、未開設区域内の宅地化状況、周辺地域の状況について、現況を把握します。

### ② 未開設公園・区域の抽出

現状把握をもとに、見直しの検証が必要となる未開設公園を抽出します。また、未開設の区域も把握します。

すべての未開設公園を対象として、個別に都市計画の決定、変更の沿革、計画内容の把握、整備状況、管理状況の把握などを行います。

## I 将来都市像との整合が図られる公園を存続します

### ③ 上位計画、関連事業との関連確認

将来都市像の実現に向けて、必要な都市計画公園の確認を行います。

- ・ 上位計画との整合を確認
- ・ 都市計画事業等からの必要性を確認

#### 確認する計画

第2次浜松市総合計画  
浜松市都市計画マスタープラン（拠点）  
浜松市緑の基本計画  
浜松都市計画区域マスタープラン

#### 確認する関連事業等

都市計画事業認可状況  
市街地整備事業 等

上位計画、関連事業を確認した後、公園種別ごとに全市的な配置を確認します。また、公園種別ごとに誘致圏図等を作成し、公園が不足している地域を確認します。公園が不足している地域では、都市計画決定を存続させることを基本にするとともに、その地域における今後の公園整備のあり方を検討します。

## 公園としての基本的機能の高い公園や地域に必要とする公園を存続します

### ④ 求められる機能と必要性の検証

見直し時における都市計画公園について、社会経済情勢の変化などを勘案し、当初求められていた機能が将来にわたり必要であるか、また、新たに必要とされる機能がないかどうかを検証します。

#### a) 計画内容の確認と検証

公園及び未開設区域の計画意図や内容を都市計画決定図書の計画平面図や都市計画決定の経緯(理由)等から確認し、都市計画決定当初求められていた機能を把握します。また、当初求められていたそれらの機能が、社会経済情勢や現地の状況、利用形態等の変化によって変化し、計画変更の必要性が生じているかどうかを以下の手順で確認します。

#### a)-1 住区基幹公園の機能検証

##### ●住区基幹公園の誘致圏重複率による必要性の検証

未開設区域が存在する住区基幹公園の誘致圏の重複率を算定して近くにどの程度同様の公園があるか把握し、必要性を検証します。

公園種別		内 容
住 区 基 幹 公 園	街区公園	未開設の街区公園から概ね250m圏内に整備された街区公園(都市公園)が存在しない場合は必要性が高いと判断します。
	近隣公園	未開設の近隣公園から概ね500m圏内に整備された近隣公園(都市公園)が存在しない場合は必要性が高いと判断します。
	地区公園	未開設の地区公園から概ね1km圏内に整備された地区公園(都市公園)が存在しない場合は必要性が高いと判断します。

##### ●住区基幹公園の需要面からの必要性の検証

評価項目	内 容
<ul style="list-style-type: none"> <li>・市街化区域</li> <li>・D I D (人口集中地区)</li> </ul>	<p>人口の集中しているところは、需要の観点から必要性が高いと判断します。</p> <p>具体的には、市街化区域またはD I Dに位置するものは必要性が高いと判断し、市街化調整区域に位置するもの、またはD I Dに位置しないものは必要性が低いと判断します。</p>

## a)-2 住区基幹公園以外の公園の機能検証

### ●住区基幹公園以外の公園の計画内容による必要性の検証

“a)計画内容の確認”を踏まえ、都市計画決定当初求められていた機能の必要性を、社会経済情勢や現地の状況、利用形態等の変化を踏まえて検証します。なお、この検証は、都市計画道路の見直し計画も踏まえて行います。

評価項目	内 容
都市計画決定当初求められていた機能の必要性	計画変更の必要が生じている場合は、当該種別の都市計画公園の必要性を検討します。
総合公園の必要性	総合公園は、都市全域をその誘致圏として設置するものであることから、概ね1時間以内で到達できることが望ましいとされています。また、大都市にあっては、市民が利用しやすい方面別やブロック別に配置することが望ましいとされています。よって、概ね1時間以内で到達できる範囲における総合公園の有無や全市的な配置から必要性を検討します。 なお、本市における現時点の総合公園の一人当たり面積（すべての総合公園が整備された場合）は、14.7㎡/人であり、国の通達で示された総合公園の一人当たりの必要面積である1㎡/人を大幅に上回っていることも考慮します。

### ●身近な公園としての必要性の検証

住区基幹公園以外の公園については、身近な公園としての必要性を検証します。住区基幹公園が不足する地域においては、住区基幹公園以外の公園も、街区公園のような身近な公園機能が求められます。したがって、計画内容の確認とともに、公園種別によらず、すべての公園の配置状況と身近な公園として必要な機能の整備状況を確認し、住区基幹公園以外の公園について、街区公園に種別変更した場合の必要性を検証します。

評価項目	内 容
身近な公園としての必要性	住区基幹公園以外の未開設の公園から概ね250m圏内に整備され、かつ、街区公園のような身近な公園機能を有した都市公園または都市計画公園が存在しない場合は街区公園としての必要性が高いと判断します。

## b) 現況から求められる公園機能の検証

身近な公園の充実を図る観点と公園の基本的な機能を確認する観点から、以下の手順で都市計画公園の周辺と区域内の現況を把握し、公園機能の必要性を確認します。

### b)-1 地区特性による必要性の検証

都市計画公園が位置する地区の特性により、その必要性を判断します。判断項目及び基準を次に示します。

#### 地区特性による評価基準

評価項目	内 容
・市街化区域 ・D I D (人口集中地区)	人口の集中しているところは、需要の観点から必要性が高いと判断します。
評価基準	市街化区域またはD I Dに位置するものは必要性が高いと判断し、市街化調整区域に位置するもの、またはD I Dに位置しないものは必要性が低いと判断します。
誘致圏の緑地率	緑地率が低いところは、緑の保全、創出の観点から必要性が高いと判断します。
評価基準	概ね30%(市街地面積に対する緑地の確保目標水準：平成7年7月都市計画中央審議会答申)を目安として、必要性を判断します。
・地域制緑地の指定状況等	無秩序な市街化の抑制を図り、良好な自然環境や居住環境を形成すべき地区に存在あるいは隣接する都市計画公園は、必要性が高いと判断します。
評価基準	地域制緑地(特別緑地保全地区、緑地保全地域、風致地区、地区計画等)の指定区域及び今後指定する予定の区域に存在あるいは隣接している都市計画公園は、必要性が高いと判断します。

### b)-2 特に検討すべき公園機能の検証

「環境保全」、「防災」、「景観」、「スポーツ・レクリエーション」の代表的機能について、現況を確認し、当初求められていた機能が今後も必要とされるか、また、新たな機能が求められるようになっていないかを検討します。

これらについては、個々の都市計画公園を次の基準により確認していくとともに、関連計画を踏まえた各機能の必要性について検討していきます。

## 必要性の判断基準

評価項目	内 容
環境保全機能	<p>既存の樹林地や河川湖沼のうち、重要な植物の生育地や野生動物の生息等が確認できる場合は、環境保全の機能を持った緑として位置づけ、今後も必要性が高いと判断します。</p> <p>具体的には、「平成21・22年度浜松市生物多様性情報整備事業」(2009・2010)における現地調査で、貴重種の生息・生育が確認された樹林地等がある場合は、必要が高いと判断します。加えて、貴重種の生息・生育適地として推測されるエリア内にある都市計画公園も、必要性が高いと判断します。</p> <p>また、まとまりある社寺林や良好な自然環境を有する河川については、保全すべき環境であるため、今後も必要性があると判断します。</p>
防災機能	<p>延焼防止、避難地の確保に重要な役割を果たすと考えられる場合は、防災の観点から今後も必要性があると判断します。</p> <p>具体的には、浜松市地域防災計画において延焼火災危険予想地域に指定された区域にある場合は必要性が高いと判断します。</p> <p>避難地に関しては、浜松市地域防災計画に既に指定されている場合、今後指定される予定がある場合は、必要性が高いと判断します。</p> <p>また、災害時の救援活動拠点の場としての機能や、復旧・復興支援機能(資材置場やがれき置場)が求められる場合は、必要性が高いと判断します。</p>
景観機能	<p>史跡名勝や天然記念物と一体となった樹林地、鎮守の森またはそれに隣接する区域、河川、斜面地の樹林地、眺望点となる区域、ランドマークやシンボルとなるような区域及び住宅地等における緑の良好な景観を構成する区域などに位置する場合は、景観上、今後も必要性が高いと判断します。</p> <p>具体的には、浜松市景観形成基本計画に例示されている場合や、現状で良好な景観を有している場合は、今後も必要性が高いと判断します。</p> <p>なお、観賞(景観)などの明確な目的がない水面等については、区域から除外します。</p>
スポーツ・レクリエーション機能	<p>既に、スポーツ・レクリエーションに利用されている場合は、今後も必要性が高いと判断します。利用されていない場合は、計画や周辺状況を確認し、必要性を検討します。</p>

### c) 計画内容の変更の検討

当初求められていた機能が、a) 及び b) の検証を経て、変更の必要が生じている場合は、公園種別や規模等の変更を検討します。



●住区基幹公園の面積最適化の検討

評価項目	内 容
標準規模との比較	<p>未開設の住区基幹公園の計画面積を種別毎の標準規模と比較し、過大である場合には縮小を検討します。</p> <p>縮小後の区域は、周辺の土地利用や施設の立地状況、道路の配置状況等を考慮して検討します。具体的には、次の事項について検討します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地形地物（道路、河川、水路等）</li> <li>・社寺林や樹林地等の緑との連続性</li> <li>・近接、隣接する公共施設や学校等</li> <li>・公園の不足している市街地との距離（利用のしやすさ）</li> </ul> <p>また、区域を変更する場合は、現在の区域内に、変更後の面積が標準規模程度となるように確保します。</p>

●郊外部の住区基幹公園における種別変更の検討

評価項目	内 容
<ul style="list-style-type: none"> <li>・市街地境界</li> <li>・開設規模</li> </ul>	<p>郊外にある都市計画公園は、現時点で計画されている機能や規模が過大である可能性や郊外部の市街化を助長する可能性があります。したがって、都市機能の集積を図る観点や効率的に住区基幹公園を確保する観点から、これらの公園の最小規模への縮小及び種別変更を検討します。</p> <p>具体的には、市街化区域と市街化調整区域の境界やD I D地区の境界付近に位置する住区基幹公園について、地区公園から近隣公園あるいは街区公園への種別変更、近隣公園から街区公園の種別変更を検討します。</p> <p>区域の一部が開設済みである場合は、その規模を標準とする種別への変更を検討します。この場合、縮小することによって、求められる機能が損なわれないか確認します。</p> <p>なお、縮小後の区域は、周辺の土地利用や施設の立地状況、道路の配置状況等を考慮して検討します。</p>

●特殊公園・緑地への種別変更の検討

評価項目	内 容
区域内の現況	<p>史跡等の文化的遺産や良好な自然的景観等を有する場合は、特殊公園や緑地への種別変更を検討します。</p>

●住区基幹公園以外の公園の計画内容による種別変更の検討

評価項目	内 容
<ul style="list-style-type: none"> <li>・開設規模</li> <li>・街区公園としての必要性</li> </ul>	<p>住区基幹公園以外の公園の必要性が低いと判断された場合は、区域の一部が開設済の場合は、基本的にその規模を標準とする種別への変更を検討します。この場合、地域の状況（不足している公園種別等）を考慮して不足する機能を補完することを検討するとともに、縮小する場合には、それによって、求められる機能が損なわれないか確認します。</p> <p>また、a-2) で街区公園としての必要性が高いと判断されたものは、身近な公園を効率よく確保する観点から街区公園への変更を検討します。</p>

### Ⅲ 既存のストックを活用します

#### ⑤ 既存ストックの活用検証

効率的重点的な整備のために既存ストックの活用を図るため、近隣の整備された公園や用地の有無を確認します。これらの公園等が機能を代替できるか検証します。

#### ● 隣接地や近傍において、既存の公園や整備が可能な用地の有無を確認

都市計画公園の未開設区域の近隣において、既存の公園や整備の可能な用地（空地や未利用地）等が存在する場合、これらが未開設区域に求められる機能を代替できるかを検討します。機能の代替が可能であれば、区域の変更等を行います。

これまでの検証経緯から、判断基準を下記に整理します。

判 定	基 準
存続（仮）	「Ⅰ 将来都市像との整合」で上位計画における位置づけが確認でき、「Ⅱ 基本的機能・地域での必要性」においても必要性が認められ、種別や区域変更の必要がないもの。
	「Ⅰ 将来都市像との整合」で上位計画における位置づけはなかったものの、「Ⅱ 基本的機能・地域での必要性」において必要性が認められ、種別や区域変更の必要がないもの。
変更（仮）	「Ⅰ 将来都市像との整合」で上位計画における位置づけが確認でき、「Ⅱ 基本的機能・地域での必要性」においても必要性が認められたが、種別や区域変更（追加・除外）が必要なもの。
	「Ⅰ 将来都市像との整合」で上位計画における位置づけはなかったものの、「Ⅱ 基本的機能・地域での必要性」において必要性が認められ、種別や区域変更（追加・除外）が必要なもの。
廃止（仮）	「Ⅰ 将来都市像との整合」の結果に関わらず、「Ⅱ 基本的機能・地域での必要性」において、その必要性が認められなかったもの。
	「Ⅰ 将来都市像との整合」の結果に関わらず、「Ⅱ 基本的機能・地域での必要性」において、その必要性が認められたが、代替公園等の存在があったもの。

※「廃止」とは、区域がすべて未開設な場合に、都市計画決定を外すことをいいます。一部開設済みの公園の未開設部分を除外する場合は、「変更」とします。



## IV 他の都市施設や道路・河川等の地形地物に合わせて区域を見直します

### ⑥ 区域細部の見直し

将来都市像との整合や基本的機能・地域での必要性の検証、既存ストックの活用を検討した結果、仮に存続と判定した区域について、その細部の必要性を検証します。

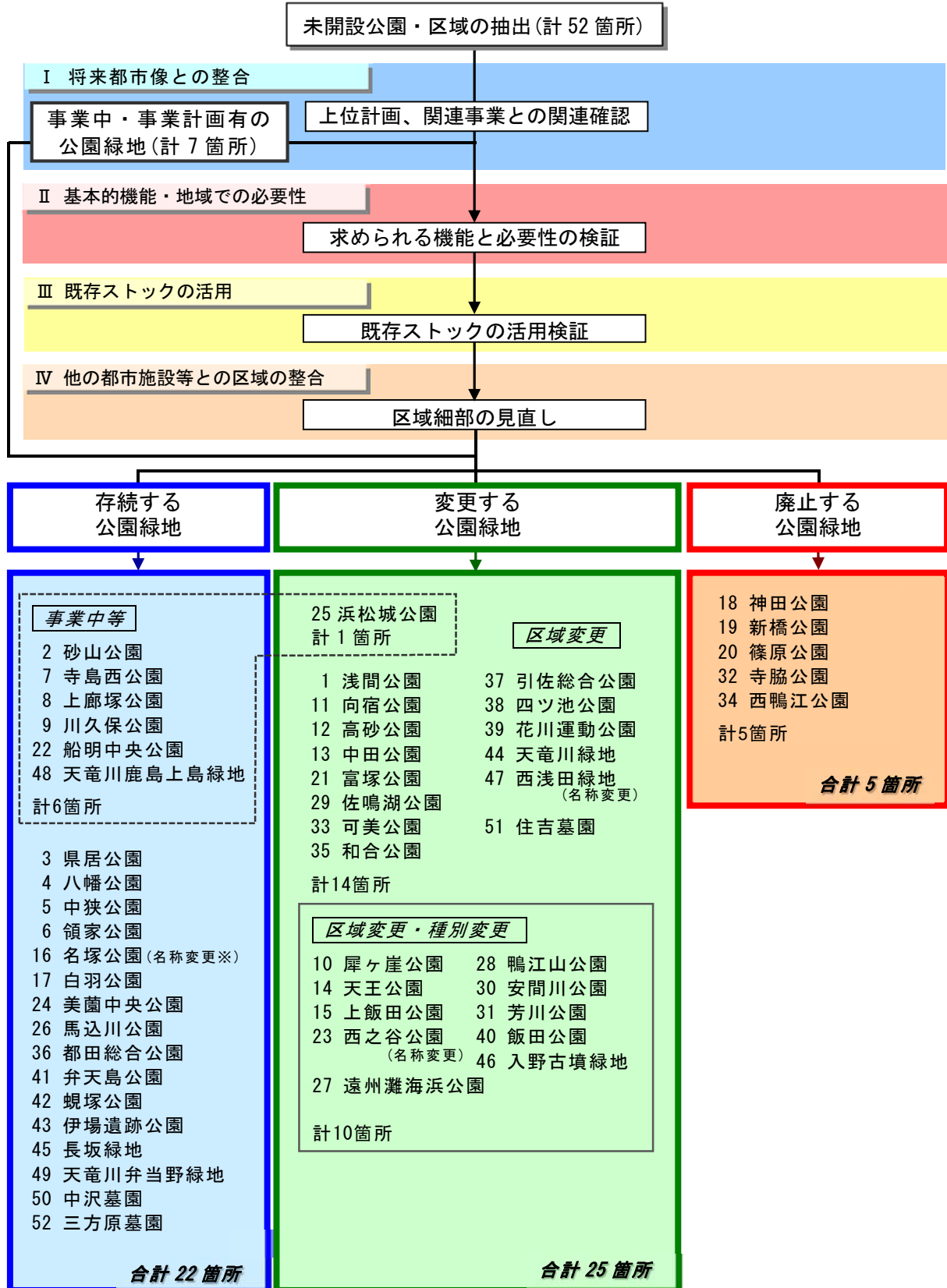
これまでの検証で必要性があると判断された都市計画公園について、未開設区域内に着目して、区域細部の必要性を検証します。特に都市計画道路を含む道路や河川等の地形地物との整合を図ります。主な検討内容は、下記のとおりとします。

#### 区域細部の見直し

評価項目	内 容
他の都市施設等との整合	都市計画道路をはじめとする都市施設との区域界及び地形地物との整合を図るように変更します。なお、都市計画道路の見直しにおいて、廃止候補として位置づけられた都市計画道路に接するものは、その都市計画道路が廃止された場合を想定して区域の見直しを検討します。
利用実態との整合	都市公園以外で供用している区域が存在または隣接している場合は、区域の見直しを検討します。
合理的な区域界の維持	道路、河川等の地形地物等による合理的な区域界になっていない場合は、見直しを検討します。計画区域の縁辺部にあり、道路や地形等によって区切られた街区等で宅地化が進行している区域は、除外しても公園に求められる主要な機能が確保される場合、必要最小限の範囲で除外します。

# 5 都市計画公園の見直し計画

## (1) 都市計画公園の見直し計画の概要



※名塚公園は、今回の見直し結果は「存続」だが、名称変更を行うため、都市計画の手続き上は「変更」となる。

## (2) 見直しによる将来的な都市公園面積等の変化

### ① 都市計画決定面積等の変化

都市計画決定公園の面積は、1,544.42ha から 1,388.70ha に減少します。また、開設率は 31.8%から 35.3%に上がります。

#### 都市計画決定面積等の変化

種別	現況 H26.3.31				見直し後				
	都市計画決定		開設面積 (ha)	開設率 (%)	都市計画決定		開設面積 (ha)	開設率 (%)	減少面積 a-b (ha)
	公園数	面積 a (ha)			公園数	面積 b (ha)			
街区	119	35.12	32.75	93.3	122	35.48	32.95	92.9	-0.36
近隣	28	60.55	28.91	47.7	23	43.74	31.37	71.7	16.81
地区	3	15.60	13.12	84.1	4	25.52	19.73	77.3	-9.92
総合	16	1,078.00	245.32	22.8	10	369.90	174.62	47.2	708.10
運動	3	56.40	45.45	80.6	3	55.26	45.45	82.2	1.14
風致	2	20.00	7.98	39.9	1	6.30	1.52	24.1	13.70
歴史	2	7.70	0.00	0.0	4	8.73	0.00	0.0	-1.03
広域	1	34.60	34.60	100.0	2	707.60	98.19	13.9	-673.00
緑地	12	193.90	74.11	38.2	12	97.34	78.41	80.6	96.56
墓園	3	42.55	8.37	19.7	3	38.83	8.37	21.6	3.72
<b>合計</b>	<b>189</b>	<b>1,544.42</b>	<b>490.61</b>	<b>31.8</b>	<b>184</b>	<b>1,388.70</b>	<b>490.61※</b>	<b>35.3</b>	<b>155.72</b>

※開設面積には、蛸塚公園計画区域内の博物館敷地のように概ね整備が完了している区域や遠州灘海浜公園及び佐鳴湖公園の水面のように概ね整備が不要と見込まれる区域の面積は含まないが、それらを含めた実質的な開設面積は約 1,210ha(開設率は約 87%)となる。

### ② 将来的な都市公園面積の変化

すべての都市計画公園が整備された場合、一人あたりの都市公園面積は、見直しによって下記のように変化します。

市民一人当たりの面積は 23.84 m<sup>2</sup>/人となり、長期的な確保の目安とする 20 m<sup>2</sup>/人(緑の政策大綱(平成 6 年建設省決定))は確保されます。

#### 将来的な都市公園面積の変化

	現況 H26.3.31	将来 (見直し前)	将来 (見直し後)
都市公園面積 (ha) (都市計画区域内)	635.21	1,689.02	1,533.24
都市計画区域内人口 (人)	784,763	643,033	643,033
一人当たり都市公園面積 (m <sup>2</sup> /人)	8.09	26.27	23.84

※将来(見直し前)及び将来(見直し後)の都市計画区域内人口:784,763(人)÷行政区域内人口:810,847(人)×将来推計人口(平成 57 年):664,406(人)より算出  
(資料:住民登録人口(平成 26 年 3 月末)、浜松市の将来推計人口(平成 25 年 3 月推計))

### (3) 都市計画公園の見直し計画（一覧表）

凡例： ■ 存続 ■ 変更 ■ 廃止

全 52 箇所（存続：22 箇所、変更：25 箇所、廃止：5 箇所）

No.	公園種別	都市計画公園名	都市計画決定面積 (ha)	未開設面積 (ha)	追加面積 (ha)	除外面積 (ha)	見直し後都市計画決定面積 (ha)	見直し後開設率 (%)	見直し後公園種別等	詳細頁
1	街区	せんげん 浅間公園	0.65	0.65		0.43	0.22	0.0	街区	23
2	街区	すなやま 砂山公園	0.20	0.20			0.20	0.0	街区	24
3	街区	あがたい 泉居公園	0.24	0.24			0.24	0.0	街区	25
4	街区	はちまん 八幡公園	0.26	0.26			0.26	0.0	街区	26
5	街区	なかばき 中狭公園	0.22	0.22			0.22	0.0	街区	27
6	街区	りよけ 領家公園	0.20	0.20			0.20	0.0	街区	28
7	街区	てらしまにし 寺島西公園	0.20	0.20			0.20	0.0	街区	29
8	街区	じょうろうづか 上廊塚公園	0.20	0.20			0.20	0.0	街区	30
9	街区	かわくぼ 川久保公園	0.20	0.20			0.20	0.0	街区	31
10	近隣	さいががけ 犀ヶ崖公園	0.87	0.87		0.35	0.52	0.0	歴史	32
11	近隣	むこうじゆく 向宿公園	2.00	2.00	0.08	0.28	1.80	0.0	近隣	33
12	近隣	たかさご 高砂公園	2.35	2.25	0.06	0.78	2.57	3.9	近隣	34
13	近隣	なかだ 中田公園	2.00	1.06		1.06	0.94	100.0	近隣	35
14	近隣	てんのう 天王公園	4.40	4.40		4.07	0.33	0.0	街区	36
15	近隣	かみいいた 上飯田公園	3.20	3.20		2.94	0.26	0.0	街区	37
16	近隣	なづか 名塚公園	3.70	2.34			3.70	36.8	近隣 名称変更	38
17	近隣	しろわ 白羽公園	4.40	4.40			4.40	0.0	近隣	39
18	近隣	かみだ 神田公園	2.60	2.60		2.60	0.00	—	—	40
19	近隣	につばし 新橋公園	4.10	4.10		4.10	0.00	—	—	41
20	近隣	しのぼち 篠原公園	3.00	3.00		3.00	0.00	—	—	42
21	近隣	とみづか 富塚公園	2.10	0.12		0.12	1.98	100.0	近隣	43
22	近隣	ふなびらちゆうおう 船明中央公園	1.30	1.30			1.30	0.0	近隣	44
23	地区	にしのおや 西之谷公園	6.50	2.20	0.28	0.39	7.12	60.4	緑地 名称変更	45
24	地区	みそのちゆうおう 美園中央公園	5.50	0.28			5.50	94.9	地区	46
25	総合	はままつしやう 浜松城公園	12.60	1.73	1.90	1.20	13.30	81.7	総合	47
26	総合	まごめがわ 馬込川公園	45.00	43.01			45.00	4.4	総合	48
27	総合	えんしゅうなだかいひん 遠州灘海浜公園	670.50	606.91	0.06	1.37	673.00	9.4	広域	50
28	総合	かもえやま 鴨江山公園	6.30	6.10		6.10	0.20	100.0	街区	52
29	総合	さなるこ 佐鳴湖公園	176.70	126.98	1.34	0.71	181.64	27.4	総合	53
30	総合	あんまがわ 安間川公園	7.20	2.75		2.58	4.62	96.3	地区	55
31	総合	ほうがわ 芳川公園	7.00	4.54		4.48	2.52	97.6	近隣	56
32	総合	てらわき 寺脇公園	9.60	9.60		9.60	0.00	—	—	57
33	総合	かみ 可美公園	19.10	5.16		5.29	13.81	100.0	総合	58
34	総合	にしかもえ 西鴨江公園	5.00	5.00		5.00	0.00	—	—	60
35	総合	わごう 和合公園	18.80	18.80		2.75	16.05	0.0	総合	61
36	総合	みやこだそうごう 都田総合公園	25.60	2.00			25.60	92.2	総合	62
37	総合	いかさそうごう 引佐総合公園	9.40	0.10		0.10	9.30	100.0	総合	63

No.	公園種別	都市計画公園名	都市計画決定面積 (ha)	未開設面積 (ha)	追加面積 (ha)	除外面積 (ha)	見直し後都市計画決定面積 (ha)	見直し後開設率 (%)	見直し後公園種別等	詳細頁
38	運動	よついで 四ツ池公園	27.20	8.34		0.56	26.64	70.8	運動	64
39	運動	はながわうんどう 花川運動公園	20.70	2.61		0.58	20.12	89.9	運動	65
40	風致	いいで 飯田公園	13.70	7.24	0.17	2.07	11.80	54.7	地区	67
41	風致	べんてんじま 弁天島公園	6.30	4.78			6.30	24.1	風致	68
42	歴史	しほづか 蛸塚公園	5.30	5.30			5.30	0.0	歴史	69
43	歴史	いばいせき 伊場遺跡公園	2.40	2.40			2.40	0.0	歴史	70
44	緑地	てんりゅうがわ 天竜川緑地	143.60	112.60		185.87	40.41	76.7	緑地	72
45	緑地	ながさか 長坂緑地	0.90	0.83			0.90	7.8	緑地	73
46	緑地	いりのこふん 入野古墳緑地	0.50	0.50	0.06	0.05	0.51	0.0	歴史 名称変更	75
47	緑地	にしあさだ 西浅田緑地	1.00	0.06	0.17	0.16	1.01	93.1	緑地 名称変更	76
48	緑地	てんりゅうがわかしまかみじま 天竜川鹿島上島 緑地	7.60	2.59			7.60	65.9	緑地	77
49	緑地	てんりゅうがわべつどうの 天竜川弁当野 緑地	7.40	3.21			7.40	56.6	緑地	78
50	墓園	なかざわ 中沢墓園	6.77	6.77			6.77	0.0	墓園	79
51	墓園	すみよし 住吉墓園	7.59	7.59		3.72	3.87	0.0	墓園	80
52	墓園	みかたばら 三方原墓園	28.19	19.82			28.19	29.7	墓園	81

※ 開設面積は都市計画決定区域内の都市公園としての開設面積であるため、公園部局以外で供用している公園面積は含まず。

開設率＝開設面積／計画決定面積×100

※ 高砂公園、西之谷公園、遠州灘海浜公園、佐鳴湖公園、天竜川緑地は、「都市計画決定面積」と図上計測した面積に齟齬が生じているため、「追加面積」、「除外面積」を足し引きしても「見直し後都市計画決定面積」にならない。可美公園は、「都市計画決定面積」及び開設面積（＝「都市計画決定面積」－「未開設面積」）と図上計測した面積に齟齬が生じているため、開設面積と「見直し後都市計画決定面積」は同じにならない。

#### (4) 都市計画公園の見直し計画 (区別一覧表)

凡例: ■ 存続 ■ 変更 ■ 廃止

中区 全 24 箇所(存続:10 箇所、変更:13 箇所、廃止:1 箇所)

No.	公園種別	都市計画公園名	都市計画決定面積 (ha)	未開設面積 (ha)	追加面積 (ha)	除外面積 (ha)	見直し後都市計画決定面積 (ha)	見直し後開設率 (%)	見直し後公園種別等	詳細頁
2	街区	すなやま 砂山公園	0.20	0.20			0.20	0.0	街区	24
3	街区	あがたい 県居公園	0.24	0.24			0.24	0.0	街区	25
4	街区	はちまん 八幡公園	0.26	0.26			0.26	0.0	街区	26
7	街区	てらしまにし 寺島西公園	0.20	0.20			0.20	0.0	街区	29
16	近隣	なづか 名塚公園*	3.70	2.34			3.70	36.8	近隣 名称変更	38
26	総合	まごめがわ 馬込川公園*	45.00	43.01			45.00	4.4	総合	48
42	歴史	しじみづか 蛸塚公園	5.30	5.30			5.30	0.0	歴史	69
43	歴史	いばいせき 伊場遺跡公園*	2.40	2.40			2.40	0.0	歴史	70
45	緑地	ながさか 長坂緑地	0.90	0.83			0.90	7.8	緑地	73
50	墓園	なかさわ 中沢墓園	6.77	6.77			6.77	0.0	墓園	79
1	街区	せんげん 浅間公園	0.65	0.65		0.43	0.22	0.0	街区	23
10	近隣	さいががけ 犀ヶ崖公園	0.87	0.87		0.35	0.52	0.0	歴史	32
11	近隣	むこうじゆく 向宿公園	2.00	2.00	0.08	0.28	1.80	0.0	近隣	33
12	近隣	たかさご 高砂公園	2.35	2.25	0.06	0.78	2.57	3.9	近隣	34
21	近隣	とみづか 富塚公園	2.10	0.12		0.12	1.98	100.0	近隣	43
25	総合	はままつじょう 浜松城公園	12.60	1.73	1.90	1.20	13.30	81.7	総合	47
28	総合	かもえやま 鴨江山公園	6.30	6.10		6.10	0.20	100.0	街区	52
29	総合	さなるて 佐鳴湖公園*	176.70	126.98	1.34	0.71	181.64	27.4	総合	53
35	総合	わごう 和合公園	18.80	18.80		2.75	16.05	0.0	総合	61
38	運動	よついで 四ツ池公園	27.20	8.34		0.56	26.64	70.8	運動	64
39	運動	はながわうんどう 花川運動公園	20.70	2.61		0.58	20.12	89.9	運動	65
47	緑地	にしあさだ 西浅田緑地	1.00	0.06	0.17	0.16	1.01	93.1	緑地 名称変更	76
51	墓園	すみよし 住吉墓園	7.59	7.59		3.72	3.87	0.0	墓園	80
18	近隣	かみだ 神田公園	2.60	2.60		2.60	0.00	—	—	40

東区 全 4 箇所(存続:0 箇所、変更:4 箇所、廃止:0 箇所)

No.	公園種別	都市計画公園名	都市計画決定面積 (ha)	未開設面積 (ha)	追加面積 (ha)	除外面積 (ha)	見直し後都市計画決定面積 (ha)	見直し後開設率 (%)	見直し後公園種別等	詳細頁
13	近隣	なかだ 中田公園	2.00	1.06		1.06	0.94	100.0	近隣	35
14	近隣	てんのう 天王公園	4.40	4.40		4.07	0.33	0.0	街区	36
30	総合	あんまがわ 安間川公園	7.20	2.75		2.58	4.62	96.3	地区	55
44	緑地	てんりゅうがわ 天竜川緑地*	143.60	112.60		185.87	40.41	76.7	緑地	72

西区 全 9 箇所(存続:3 箇所、変更:4 箇所、廃止:2 箇所)

No.	公園種別	都市計画公園名	都市計画決定面積 (ha)	未開設面積 (ha)	追加面積 (ha)	除外面積 (ha)	見直し後都市計画決定面積 (ha)	見直し後開設率 (%)	見直し後公園種別等	詳細頁
5	街区	中狭公園	0.22	0.22			0.22	0.0	街区	27
6	街区	領家公園	0.20	0.20			0.20	0.0	街区	28
41	風致	弁天島公園	6.30	4.78			6.30	24.1	風致	68
23	地区	西之谷公園	6.50	2.20	0.28	0.39	7.12	60.4	緑地 名称変更	45
27	総合	遠州灘海浜公園*	670.50	606.91	0.06	1.37	673.00	9.4	広域	50
29	総合	佐鳴湖公園*	176.70	126.98	1.34	0.71	181.64	27.4	総合	53
46	緑地	入野古墳緑地	0.50	0.50	0.06	0.05	0.51	0.0	歴史 名称変更	75
20	近隣	篠原公園	3.00	3.00		3.00	0.00	—	—	42
34	総合	西鴨江公園	5.00	5.00		5.00	0.00	—	—	60

南区 全 12 箇所(存続:3 箇所、変更:7 箇所、廃止:2 箇所)

No.	公園種別	都市計画公園名	都市計画決定面積 (ha)	未開設面積 (ha)	追加面積 (ha)	除外面積 (ha)	見直し後都市計画決定面積 (ha)	見直し後開設率 (%)	見直し後公園種別等	詳細頁
16	近隣	名塚公園*	3.70	2.34			3.70	36.8	近隣 名称変更	38
17	近隣	白羽公園	4.40	4.40			4.40	0.0	近隣	39
26	総合	馬込川公園*	45.00	43.01			45.00	4.4	総合	48
43	歴史	伊場遺跡公園*	2.40	2.40			2.40	0.0	歴史	70
15	近隣	上飯田公園	3.20	3.20		2.94	0.26	0.0	街区	37
27	総合	遠州灘海浜公園*	670.50	606.91	0.06	1.37	673.00	9.4	広域	50
31	総合	芳川公園	7.00	4.54		4.48	2.52	97.6	近隣	56
33	総合	可美公園	19.10	5.16		5.29	13.81	100.0	総合	58
40	風致	飯田公園	13.70	7.24	0.17	2.07	11.80	54.7	地区	67
44	緑地	天竜川緑地*	143.60	112.60		185.87	40.41	76.7	緑地	72
19	近隣	新橋公園	4.10	4.10		4.10	0.00	—	—	41
32	総合	寺脇公園	9.60	9.60		9.60	0.00	—	—	57

北区 全 3 箇所(存続:2 箇所、変更:1 箇所、廃止:0 箇所)

No.	公園種別	都市計画公園名	都市計画決定面積 (ha)	未開設面積 (ha)	追加面積 (ha)	除外面積 (ha)	見直し後都市計画決定面積 (ha)	見直し後開設率 (%)	見直し後公園種別等	詳細頁
36	総合	都田総合公園	25.60	2.00			25.60	92.2	総合	62
52	墓園	三方原墓園	28.19	19.82			28.19	29.7	墓園	81
37	総合	引佐総合公園	9.40	0.10		0.10	9.30	100.0	総合	63

浜北区 全3箇所(存続:3箇所、変更:0箇所、廃止:0箇所)

No.	公園種別	都市計画公園名	都市計画決定面積 (ha)	未開設面積 (ha)	追加面積 (ha)	除外面積 (ha)	見直し後都市計画決定面積 (ha)	見直し後開設率 (%)	見直し後公園種別等	詳細頁
24	地区	美蘭中央公園 <small>みそのちゅうおう</small>	5.50	0.28			5.50	94.9	地区	46
48	緑地	天竜川鹿島上島緑地* <small>てんりゅうがわかしまかみじま</small>	7.60	2.59			7.60	65.9	緑地	77
49	緑地	天竜川弁当野緑地 <small>てんりゅうがわべっとうの</small>	7.40	3.21			7.40	56.6	緑地	78

天竜区 全4箇所(存続:4箇所、変更:0箇所、廃止:0箇所)

No.	公園種別	都市計画公園名	都市計画決定面積 (ha)	未開設面積 (ha)	追加面積 (ha)	除外面積 (ha)	見直し後都市計画決定面積 (ha)	見直し後開設率 (%)	見直し後公園種別等	詳細頁
8	街区	上廊塚公園 <small>じょうろうづか</small>	0.20	0.20			0.20	0.0	街区	30
9	街区	川久保公園 <small>かわくぼ</small>	0.20	0.20			0.20	0.0	街区	31
22	近隣	船明中央公園 <small>ふねあかりちゅうおう</small>	1.30	1.30			1.30	0.0	近隣	44
48	緑地	天竜川鹿島上島緑地* <small>てんりゅうがわかしまかみじま</small>	7.60	2.59			7.60	65.9	緑地	77

\* 2区にまたがって位置する公園

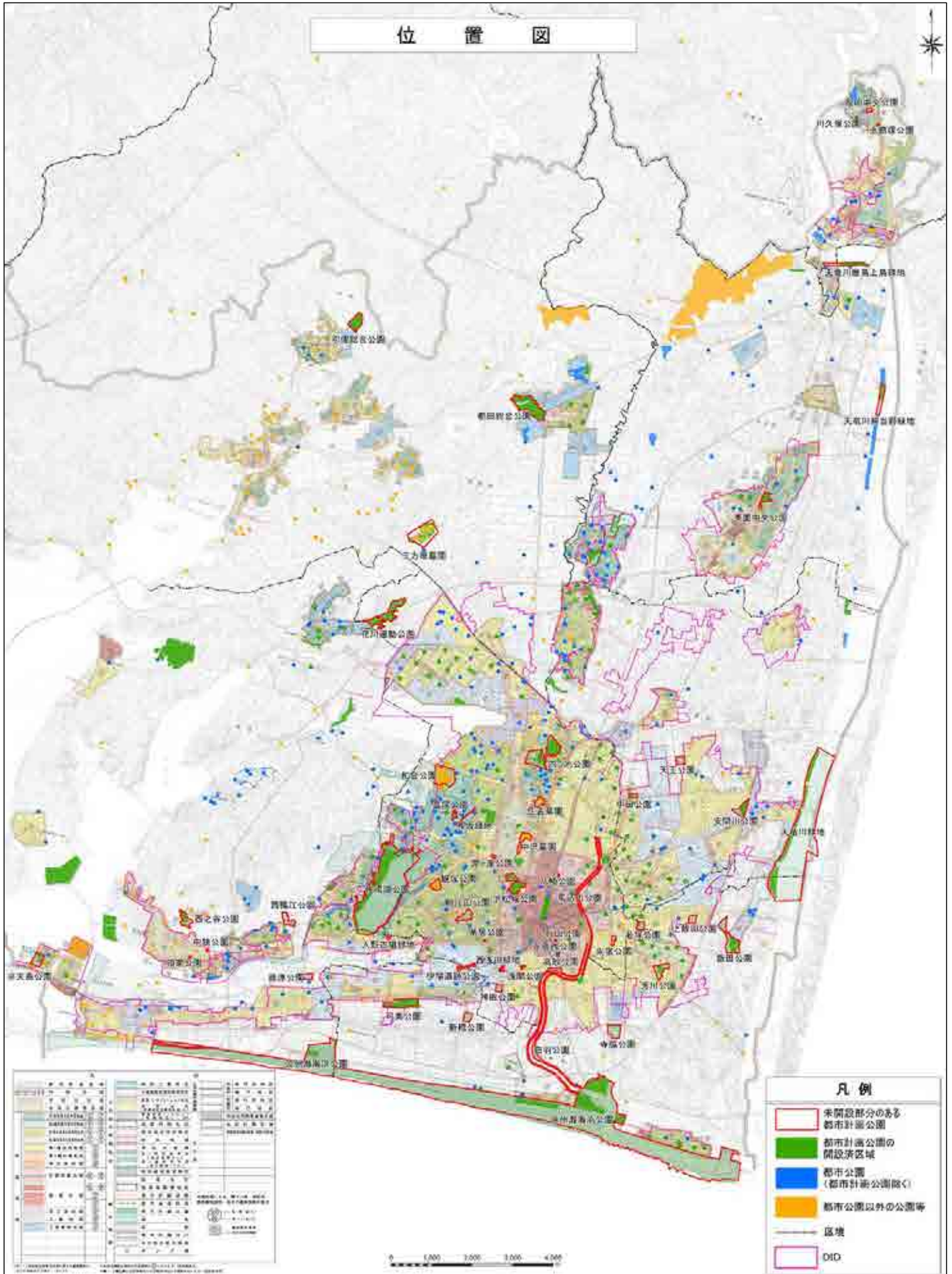
※ 開設面積は都市計画決定区域内の都市公園としての開設面積であるため、公園部局以外で供用している公園面積は含まず。

開設率＝開設面積／計画決定面積×100

※ 高砂公園、西之谷公園、遠州灘海浜公園、佐鳴湖公園、天竜川緑地は、「都市計画決定面積」と図上計測した面積に齟齬が生じているため、「追加面積」、「除外面積」を足し引きしても「見直し後都市計画決定面積」にならない。可美公園は、「都市計画決定面積」及び開設面積(＝「都市計画決定面積」－「未開設面積」)と図上計測した面積に齟齬が生じているため、開設面積と「見直し後都市計画決定面積」は同じにならない。



# 位置図



## 凡例

- 未開設部分のある都市計画公園
- 都市計画公園の開設区域
- 都市公園 (都市計画公園除く)
- 都市公園以外の公園等
- 区境
- DID

0 1,000 2,000 3,000 4,000

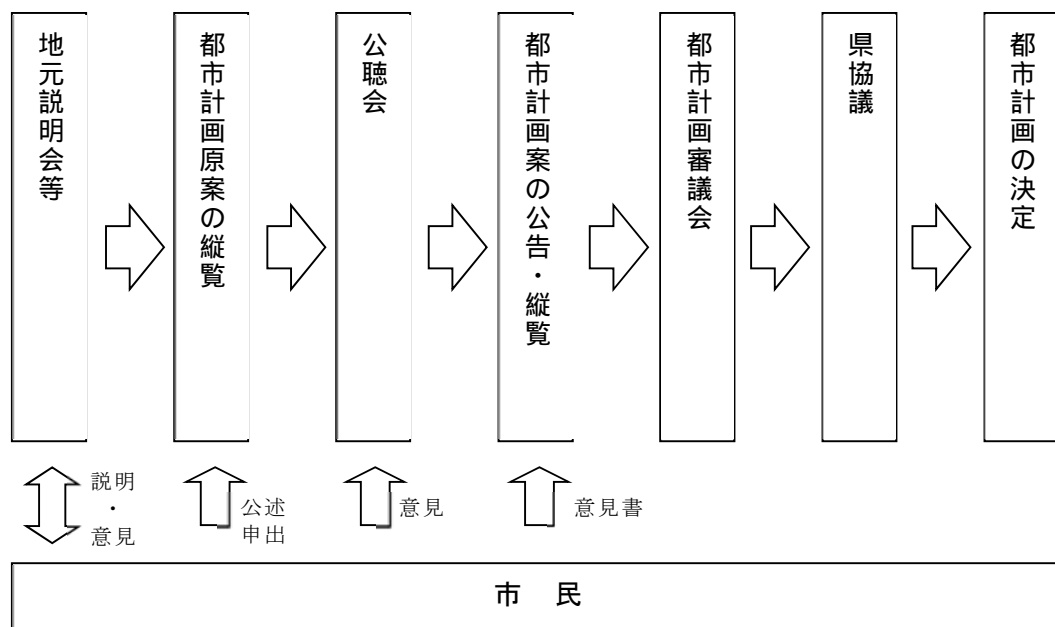
## 6 都市計画の変更・事業の実施に向けて

### (1) 今後の流れ

見直し計画策定後は、地元説明会や区協議会等を経て都市計画原案をとりまとめます。その後、都市計画の図書の作成作業をはじめ、変更手続きに入ります。これらは、以下の流れで進めていきます。

なお、各段階において、市民、地権者の合意形成を図り、進めます。

また、整備プログラム策定後は、1期、2期、3期の整備予定時期に合わせた公園整備の推進に努めます。



### (2) 公園整備に向けて

見直しの結果、整備の必要のある公園については、今後策定する整備プログラムに基づき整備を進めます。

各公園の整備内容については、地域住民との協議を踏まえ検討するとともに、整備費の縮減に努めます。

見直し計画を策定するにあたり実施した市民アンケート調査の結果、公園の整備や管理に何らかの形で関わりたいと回答した市民が多くいることから、整備及び維持管理の方法について、市民との協働を進めます。

また、今回の見直しによって都市計画公園区域から外れることとなった既存の緑地や保存樹林等については、様々な方法により良好な環境の保全が図られるよう検討します。





浜松市都市計画公園の見直し計画(案)

平成26年9月

浜松市 都市整備部 緑政課

〒430-0946

浜松市中区元城町216-4

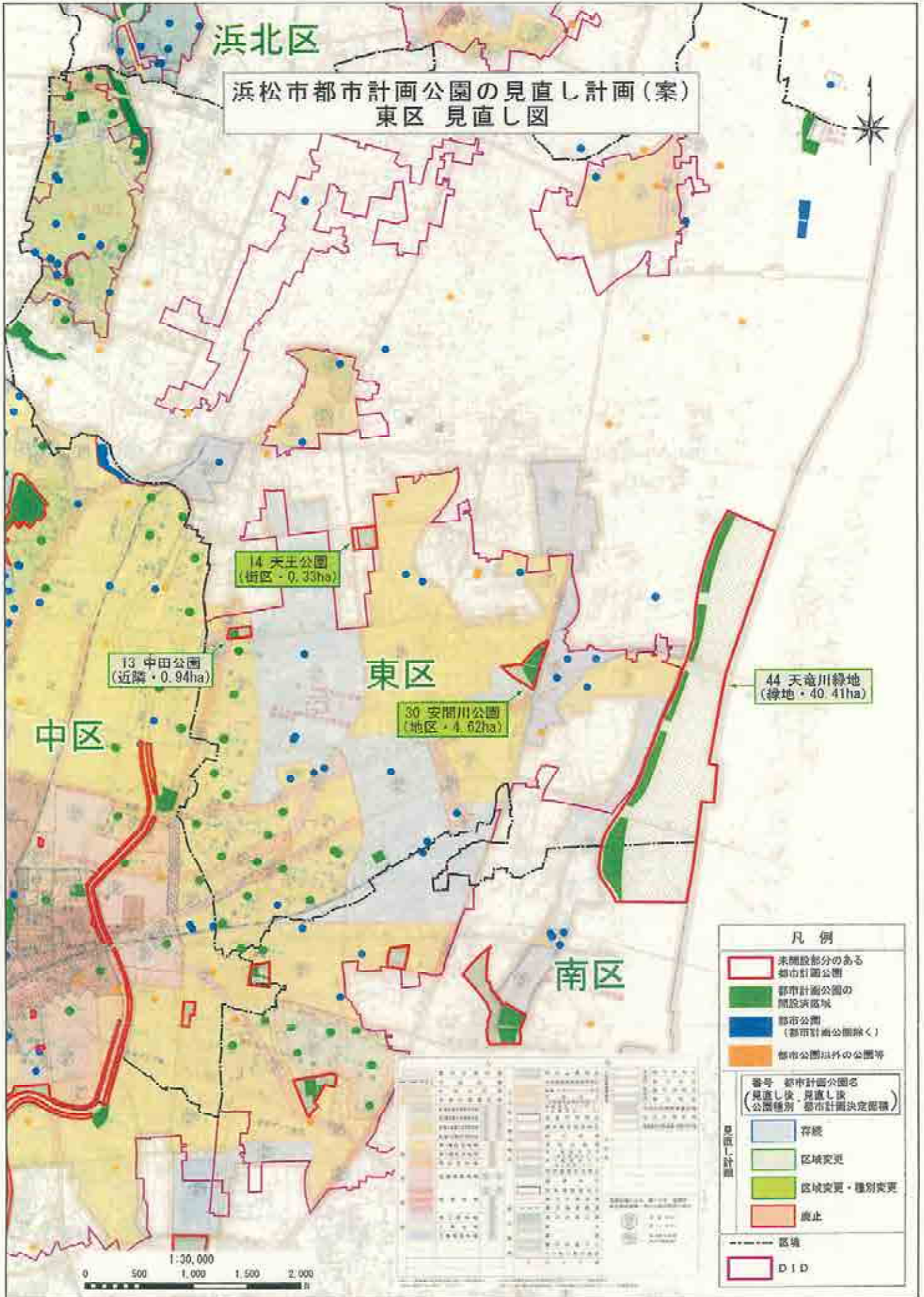
ノーススタービル浜松5階

電 話 053-457-2565

ファックス 053-457-2164

メー ル ryokuka@city.hamamatsu.shizuoka.jp





浜松市都市計画公園の見直し計画(案)  
東区 見直し図

13 中田公園  
(近隣・0.94ha)

14 天生公園  
(街区・0.33ha)

30 安間川公園  
(地区・4.62ha)

44 天竜川緑地  
(緑地・40.41ha)

**凡例**

- 未開設部分のある  
都市計画公園
- 都市計画公園の  
開設区域
- 都市公園  
(都市計画公園除く)
- 都市公園以外の公園等

番号 都市計画公園名  
(見直し後・見直し後  
公園種別 都市計画決定部積)

- 存続
- 区域変更
- 区域変更・種別変更
- 廃止

--- 区境

D.I.D

1:30,000  
0 500 1,000 1,500 2,000



用語解説

あ行

いせきこうえん 遺跡公園	遺跡の保存と公開を目的として整備した施設を指します。
オープンスペース	交通や建物など特定の用途によって占有されない空地を指します。

か行

かいせつ 開設	本計画においては、公園施設を整備した土地を都市公園法に基づき、都市公園として供用を開始することをいいます。
きぞん 既存ストック	これまでに蓄積してきた道路・公園・下水道などの都市基盤や住宅・商業・工業などの都市機能を指します。
きぢゆうしゆ 貴重種	文化財保護法で指定された天然記念物や種の保存法に指定されている種（法的に保護が必要な種）、環境省のレッドリストや静岡県のレッドデータブックなどに掲載されている種（法的な規制はないものの生育数や生息数が相対的に少なく絶滅のおそれのある野生生物種）で、ここでいう貴重種は「生物多様性はままつ戦略」で定義されたものを指します。

さ行

しがいかくいき 市街化区域	都市計画区域内において、無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るため、「都市計画法」により指定された区域区分です。市街地として積極的に開発・整備する区域で、すでに市街地を形成している区域、及び概ね 10 年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域を指定します。
しがいかちようせいいくいき 市街化調整区域	都市計画区域内において無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るため、「都市計画法」により指定された区域区分です。市街化を抑制すべき区域で、農林漁業などの一部の建物を除き原則的に開発は禁止されています。
じどうゆうえん 児童遊園	浜松市児童遊園要綱で指定された施設で、児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、または情操をゆたかにすることを目的とした公園を指します。なお、浜松市には児童福祉法第40条の児童厚生施設に該当する児童遊園はありません。
しゃじりん 社寺林	神社や寺院の境内などの樹林を指します。
じゅうくきほんこうえん 住区基幹公園	主として近隣住区内の住民の安全で快適かつ健康的な生活環境及びレクリエーション、休養のためのスペースを確保し、住民の日常的な利用に供するため、近隣住区を利用単位として設けられる基幹的な公園で、その機能から街区公園、近隣公園、地区公園に区分されます。

さ行

<p>せいぶつたようせい 生物多様性</p>	<p>生態系・生物群系または地球全体に、多様な生物が存在していることを指します。生物多様性の定義には様々なものがありますが、生物の多様性に関する条約では「すべての生物（陸上生態系、海洋その他の水界生態系、これらが複合した生態系その他生息または生育の場のいかなを問わない。）の間の変異性をいうものとし、種内の多様性、種間の多様性及び生態系の多様性を含む」と定義されています。</p>
----------------------------	--

た行

<p>だい じしんひびがいそうてい 第4次地震被害想定</p>	<p>地震被害想定は、震度分布や液状化などの自然現象、人的・物的被害、ライフライン・交通施設や経済の被害や被害・対応シナリオ等を想定したものであり、県や市町の地震防災対策の基礎資料となるものです。第4次地震被害想定は、平成23年3月に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う甚大な津波災害（東日本大震災）を機に策定が開始され、平成25年6月に公表されました。</p>
<p>ちいきせいりよくち 地域制緑地</p>	<p>地域制緑地は、法制度等に基づいて保全された緑地であり、「法によるもの」「協定によるもの」「条例等によるもの」に区分されます。法によるものとしては、特別緑地保全地区、緑地保全地域、風致地区などがあります。協定によるものとしては、緑地協定、景観協定で緑地に係る事項を定めているものなどがあります。条例等によるものとしては、条例・要綱・契約・協定等による緑地の保全地区や緑化の協定地区、樹林地の保存契約、協定による工場植栽地、などとなります。</p>
<p>ちいきぼうさいけいかく 地域防災計画</p>	<p>災害対策基本法第42条の規定に基づき、市民の生命、財産を災害から守るための対策を実施することを目的とし、災害に係わる事務または業務に関し、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、総合的かつ計画的な対策を定めた計画です。都道府県知事あるいは市町村長を会長とする地方防災会議で決定します。</p>
<p>ちくけいかく 地区計画</p>	<p>細街路や小公園等の小規模な公共施設の配置及び規模とともに、建築物に関する制限を計画事項とする総合的な都市計画制度です。</p>
<p>ちんじゅ ちり 鎮守の森</p>	<p>神社の境内にある森です。</p>
<p>てんねんきねんぶつ 天然記念物</p>	<p>動物、植物、地質・鉱物などの自然物に関する記念物を指します。文化財保護法や各地方自治体の文化財保護条例に基づき指定されます。</p>
<p>とくしゅこうえん 特殊公園</p>	<p>その目的に則し配置する、風致公園、動植物公園、歴史公園、墓園などの特殊な公園を指します。</p>



た行

<p>とくていぢくこうえん 特定地区公園</p>	<p>都市計画区域外において、農山漁村の生活環境の改善を目的として、面積4ha以上を標準として配置される公園。</p>
<p>とくべつりよくちほぜんちく 特別緑地保全地区</p>	<p>都市内に残された緑地を、特別緑地保全地区として指定することにより、一定規模以上の樹木の伐採などの行為を許可制とし、現状凍結的に保全するものです。土地所有者には相続税の評価減等のメリットがあります。さらに、管理協定制度により土地所有者の管理の負担を軽減することができます。</p>
<p>としけいかくくいき 都市計画区域</p>	<p>都市計画制度上の都市の範囲を指します。</p>
<p>としけいかくけつてい 都市計画決定及び へんこう 変更</p>	<p>都市計画法の一定の手続きにより、都市計画の内容を決定及び変更することです。その都市計画の内容は都市計画の図書（総括図、計画図及び計画書）によって表示するものとされています。都市計画を定める者は原則として都道府県、または市町村です。</p>
<p>としけいかくこうえん 都市計画公園</p>	<p>都市計画法第11条の都市施設の「公園」として計画決定されたものをいいます。</p>
<p>としけいかくほう 都市計画法</p>	<p>都市計画の内容及びその決定手続、都市計画制限、都市計画事業その他都市計画に関し必要な事項を定めることにより、都市の健全な発展と秩序ある整備を図り、もって国土の均衡ある発展と公共の福祉の増進に寄与することを目的とした法律です。</p>
<p>としこうえん 都市公園</p>	<p>「都市公園法」に定義されるもので、地方公共団体または国が設置する都市計画施設である公園または緑地、都市計画区域内において設置する公園または緑地を指します。</p>
<p>とちくかくせいりじぎょう 土地区画整理事業</p>	<p>土地区画整理法に基づき、都市計画区域内の土地について、公共施設の整備改善及び宅地の利用の増進を図るために行われる土地の区画形質の変更や公共施設の新設または変更に関する事業をいいます。</p>

は行

<p>はままつしそごうけいかく 浜松市総合計画</p>	<p>浜松市における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を指します。</p>
<p>はままつしとしけいかく 浜松市都市計画マスタープラン</p>	<p>長期的な見通しをもって総合的・一体的なまちづくりを進めていくための都市計画法第18条の2に定められた「市町村の都市計画に関する基本的な方針」として、浜松市の目指すべき将来都市像を定めた上で、その実現に向けたまちづくりについての考え方を明らかにしたものです。</p>

は行

<p>はままつしみどり きほんけいかく 浜松市緑の基本計画</p>	<p>緑の基本計画は、市町村が緑地の保全や緑化の推進に関して、その将来像、目標、施策などを定める基本計画です。これにより、緑地の保全及び緑化の推進を総合的、計画的に実施することができます。（都市緑地法第4条） 浜松市では、市が抱える課題の解決や社会の要請を的確に捉え、都市部から森林地域まですべての地域に住む市民一人ひとりが、みどりを生活に取り込み、みどりを活用しながら、豊かで楽しい生活を実現していくための、具体的な将来像の提示や、今後の取組指針を示す総合的な「ビジョン」を示しています。</p>
<p>ふうちちく 風致地区</p>	<p>地域制緑地の一つで、都市の風致を維持するために指定するものです。都道府県、政令指定都市で定める「風致地区条例」により、建築物の建築、宅地の造成または木材の伐採などの行為を規制しています。</p>
<p>ぼうさいこうえん 防災公園</p>	<p>都市の防災機能の向上により安全で安心できる都市づくりを図るため、災害時に復旧・復興拠点や生活物資などの中継基地拠点などとなる防災拠点、周辺地区からの避難者や帰宅困難者を収容し、市街地火災等から避難者の生命を保護する避難地等として機能する災害対策基本法に基づく地域防災計画等に位置づけられている都市公園を指します。</p>

や行

<p>ゆうちうけん 誘致圏</p>	<p>主にその公園の利用が見込まれる範囲を表します。誘致圏の標準は、街区公園半径 250m、近隣公園半径 500m、地区公園半径 1km 等です。</p>
-----------------------	---

ら行

<p>ランドマーク</p>	<p>地域の目印となる建築物や大木など、象徴的な景観要素を指します。</p>
<p>りょくかじちゆうてんちく 緑化重点地区</p>	<p>都市緑地法第4条の中で「緑の基本計画」の策定項目として定める「重点的に緑化の推進に配慮を加えるべき地区」です。</p>
<p>りょくち 緑地</p>	<p>都市緑地法第3条第1項に「樹林地、草地、水辺地、岩石地若しくはその状況がこれらに類する土地が、単独で若しくは一体となって、またはこれらに隣接している土地が、これらと一体となって、良好な自然的環境を形成しているもの」とされています。特にその範囲に限定はなく、計画的にその保全・創出を図っていこうとするのであれば、個人の家の庭や生垣の緑などにいたるまで幅広く計画に含めうるものです。</p>



No.	計画番号	名称	当初計画決定年月日	種別	
13	3・3・7	なかだ 中田公園	昭和37年12月26日	近隣公園	
計画決定面積		開設面積	未開設面積	整備中の面積	開設率
2.00ha		0.94ha	1.06ha	0ha	47.0%
<b>I 将来都市像との整合</b>		<b>見直し図 S=1:5,000</b>			
総合計画	—				
都市マス	○				
緑の基本計画	○				
区域マス	○				
関連事業等	—				
<b>II 基本的機能・地域での必要性</b>					
a) 計画内容					
a)-1 住区基幹公園の機能					
誘致圏重複率(%)	29.9%				
市街化区域	○				
DID	○				
b) 現況から求められる公園機能					
b)-1 地区特性による必要性の検証					
市街化区域	○				
DID	○				
誘致圏内の緑地率	20.1%				
地域制緑地の指定状況等	—				
b)-2 特に検討すべき公園機能の検証					
環境保全	貴重種の有無・推定分布エリア				○
	樹林地等				—
防災	延焼火災危険予想地域	○			
	広域避難地	—			
景観	—				
スポーツ・レクリエーション	—				
c) 計画内容の変更の検討					
面積最適化の検討	—				
種別変更の検討	近隣公園				
<b>III 既存のストックの活用検証</b>		—			
<b>IV 他の都市施設等との計画区域の整合</b>		—			
他の都市施設等	—				
利用実態	—				
合理的な区域界	地形地物(水路)				
<b>見直し結果</b>	<b>変更/面積(減)</b> 変更前:2.00ha⇒変更後:0.94ha(除外:1.06ha)				
<ul style="list-style-type: none"> <li>他の近隣公園の誘致圏との重複率が29.9%と低く、市街化区域かつDIDに位置するため、身近な公園としての必要性が高い。また、誘致圏内の緑地率が20.1%と低いため、緑の創出の観点からも必要性が高い。</li> <li>将来的な市街地の拡大を想定した計画であったと推測されるが、今後の市街地の拡大が見込まれない中で郊外部に位置していることから、都市計画決定当初に求められていた地域における身近な公園機能の充実や緑の創出の必要性が薄れているため、郊外部の住区基幹公園の種別変更の検討により、未開設区域を除外する。</li> <li>東側の未開設区域は既に開設済みの区域と水路で区切られた区域である。そのうえ、宅地化が進行している。街区公園機能を確保するとともに合理的な区域界を維持するうえでは区域に含めておく必要性は低いことから、除外する。</li> </ul>					
<b>備考</b>					

No.	計画番号	名称	当初計画決定年月日	種別		
14	3・4・8	天王公園 <small>てんのう</small>	昭和37年12月26日	近隣公園		
計画決定面積		開設面積	未開設面積	整備中の面積	開設率	
4.40ha		—	4.40ha	0ha	0%	
<b>I 将来都市像との整合</b>		<b>見直し図 S=1:5,000</b>				
総合計画	—					
都市マス	○					
緑の基本計画	○					
区域マス	○					
関連事業等	—					
<b>II 基本的機能・地域での必要性</b>						
<b>a) 計画内容</b>						
<b>a)-1 住区基幹公園の機能</b>						
誘致圏重複率(%)	0.0%					
市街化区域	—					
DID	○					
<b>b) 現況から求められる公園機能</b>						
<b>b)-1 地区特性による必要性の検証</b>						
市街化区域	—					
DID	○					
誘致圏内の緑地率	31.2%					
地域制緑地の指定状況等	—					
<b>b)-2 特に検討すべき公園機能の検証</b>						
環境保全	貴重種の有無・推定分布エリア					○
	樹林地等					—
防災	延焼火災危険予想地域	○				
	広域避難地	—				
景観	—	—				
スポーツ・レクリエーション	—	—				
<b>c) 計画内容の変更の検討</b>						
面積最適化の検討	縮小					
種別変更の検討	街区公園					
<b>III 既存のストックの活用検証</b>		—				
<b>IV 他の都市施設等との計画区域の整合</b>		—				
他の都市施設等	中郡福塚線、下石田細江線					
利用実態	—					
合理的な区域界	地形地物(水路)					
<b>見直し結果</b>	<b>変更/種別、面積(減)</b> 種別(変更前:近隣公園⇒変更後:街区公園) 面積(減)(変更前:4.40ha⇒変更後:0.33ha(除外:4.07ha))					
・誘致圏に近隣公園がなく、DIDに位置するため、身近な公園としての必要性が高い。 ・計画決定面積が4.4haで2.0ha(近隣公園標準規模)より大きいので、区域を縮小する。また、将来的な市街地の拡大を想定した計画であったと推測されるが、今後の市街地の拡大が見込まれない中で郊外部に位置していることから、都市計画決定当初に求められていた地域における身近な公園機能の充実や緑の創出の必要性が薄れているため、郊外部の住区基幹公園の種別変更の検討により、近隣公園から住区基幹公園の最小の種別となる街区公園に変更する。 ・縮小後の区域は、次の①～④を考慮し、水路を境として市街化区域及び幼稚園に隣接する区域のみ存続させる。①街区公園標準規模が確保できる区域とすること。②区域界を地形地物とすること。③地元要望である「震災に対する地域全体の備えと安心・安全の中心拠点」となる公園とすること、一次避難地に指定されている与進小学校との連続性を確保し、震災時に最も有効に機能すると考えられる区域とすること。④街区公園が不足する周辺の市街化区域において、その不足を補ううえで有効な区域とすること。						
<b>備考</b>						

No.	計画番号	名称	当初計画決定年月日	種別	
30	5・4・6	あんまがわ 安間川公園	昭和37年12月26日	総合公園	
計画決定面積		開設面積	未開設面積	整備中の面積	開設率
7.20ha		4.45ha	2.75ha	0ha	61.8%
<b>I 将来都市像との整合</b>		<b>見直し図 S=1:5,000</b>			
総合計画	—				
都市マス	○				
緑の基本計画	○				
区域マス	—				
関連事業等	—				
<b>II 基本的機能・地域での必要性</b>					
a) 計画内容					
a)-2住区基幹公園以外の公園の機能					
当初の目的の必要性	—				
総合公園の必要性(重複率)	100%				
身近な公園としての必要性	—				
b) 現況から求められる公園機能					
b)-1地区特性による必要性の検証					
市街化区域	○				
DID	○				
誘致圏内の緑地率	19.4%				
地域制緑地の指定状況等	—				
b)-2特に検討すべき公園機能の検証					
環境保全	貴重種の有無・推定分布エリア				○
	樹林地等				—
防災	延焼火災危険予想地域				○
	広域避難地				○
景観	—				
スポーツ・レクリエーション	—				
c) 計画内容の変更の検討					
種別変更の検討	地区公園				
<b>III 既存のストックの活用検証</b>		—			
<b>IV 他の都市施設等との計画区域の整合</b>		—			
他の都市施設等	—				
利用実態	—				
合理的な区域界	地形地物(道路)				
<b>見直し結果</b>	<b>変更/種別、面積(減)</b> 種別(変更前:総合公園⇒変更後:地区公園) 面積(減)(変更前:7.20ha⇒変更後:4.62ha(除外:2.58ha))				
・未開設区域には、計画決定当初、芝生広場が計画されていたが、スポーツ・レクリエーション機能は近隣の天竜川緑地などで確保されているため整備の必要性がなく、未開設区域の必要性は低い。また、誘致圏は周辺に位置する大規模な公園(天竜川緑地や馬込川公園など)の誘致圏に含まれるため、総合公園としての必要性は低い。 ・市街化区域かつ DID に位置するため、公園需要の観点から必要性が高い。 ・現在の開設区域で近隣公園相当の機能を満たしているため、総合公園から近隣公園に種別変更する。開設区域界は道路により既に合理性が見られるため、未開設区域のすべてを除外する。					
<b>備考</b>					



No.	計画番号	名称	当初計画決定年月日	種別	
44	1	天竜川緑地	昭和42年12月28日	緑地	
計画決定面積		開設面積 (供用面積)	未開設面積 (未供用面積)	整備中の面積	開設率
143.60ha		31.00ha (9.41ha)	112.60ha (103.19ha)	0ha	21.6%
<b>I 将来都市像との整合</b>			<b>見直し図 S=1:20,000</b>		
総合計画			○		
都市マス			○		
緑の基本計画			—		
区域マス			—		
関連事業等			—		
<b>II 基本的機能・地域での必要性</b>					
a) 計画内容					
a)-2住区基幹公園以外の公園の機能					
当初の目的の必要性					○
総合公園の必要性(重複率)					—
身近な公園としての必要性					○
b) 現況から求められる公園機能					
b)-1地区特性による必要性の検証					
市街化区域					—
DID					—
誘致圏内の緑地率					19.4%
地域制緑地の指定状況等					—
b)-2特に検討すべき公園機能の検証					
環境保全	貴重種の有無・ 推定分布エリア				○
	樹林地等				○
防災	延焼火災危険予想地域				—
	広域避難地				—
景観	雄大な天竜川を望むことができる 緑と水辺の連続性と広がりのある 良好な景観				
	スポーツ・レクリエーション				—
c) 計画内容の変更の検討					
種別変更の検討			—		
<b>III 既存のストックの活用検証</b>					
—					
<b>IV 他の都市施設等との計画区域の整合</b>					
他の都市施設等			—		
利用実態			—		
合理的な区域界	地形地物(河川敷、道路)				
<b>見直し結果 変更/面積(減)</b>					
変更前: 143.60ha⇒変更後: 40.41ha(除外: 185.87ha)					
<ul style="list-style-type: none"> <li>天竜川の河川敷を利用した緑地で、天竜川の水面も計画区域に含まれている。高水敷に整備された芝生地を活用して野球場、運動広場等が整備され、レクリエーション利用が可能な緑地として必要性が高い。</li> <li>市街化調整区域及びDID外であるが、誘致圏内の緑地率が19.4%と低く、必要性が高い。</li> <li>水面は、緑地としての利用(レクリエーション)の観点からは必要性が低いうえ、天竜川河川敷内の他の都市計画公園でも水面を含めていないことから、除外する。また、南西部分は、道路との整合を図り、除外する。</li> </ul>					
<b>備考</b>					
※変更前面積に錯誤があるため、変更前面積に追加、除外しても、変更後面積にならない。					

第9号様式

区 協 議 会

区 分	<input type="checkbox"/> 諮問事項 <input checked="" type="checkbox"/> 協議事項 <input type="checkbox"/> 報告事項				
件 名	有玉緑地の都市計画決定（変更）について				
事業の概要 (背景、経緯、 現状、課題等)	<p>現在、有玉緑地は日常生活における地域住民の憩いの場として広く利用されており、休日にはソフトボールや散策等に多くの方が訪れております。</p> <p>今回の都市計画決定（変更）は、三方原パーキングエリアにおいて、有玉緑地内にスマート IC が設置される計画になっていることから、「緑地面積の減少」、「緑地の分断」等の課題が生じています。</p> <p>このことから地域住民の憩いの場としての機能を維持するため、三方原スマート IC 設置に伴い減少することとなる用地に対する代替え地を確保し、利用する地域住民が不便をきたさないよう施設の改善と利用機能や安全性を向上させるため区域を変更するものです。</p>				
対象の区協議会	東区協議会				
内 容	<p>1. 区域変更概要</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 緑地面積 （変更前）約 5.25ha → （変更後）約 5.3ha</li> </ul> <p>2. 都市計画決定変更までのスケジュール</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 平成 26 年 9 月－地元説明会</li> <li>・ 平成 26 年 10 月中旬－市民説明会</li> <li>・ 平成 26 年 12 月上旬－公聴会</li> <li>・ 平成 27 年 3 月上旬－浜松市都市計画審議会</li> <li>・ 平成 27 年 4 月上旬－告示・縦覧</li> </ul> <p>● 参考資料 資料：変更概要</p>				
備 考 (答申・協議結果を得たい 時期、今後の予定など)					
担当課	公園課	担当者	新 和明	電話	4 5 7 - 2 3 5 3

必要に応じて、記入枠の拡大や資料等の添付をしてください。



# 有玉緑地の都市計画決定（変更）について



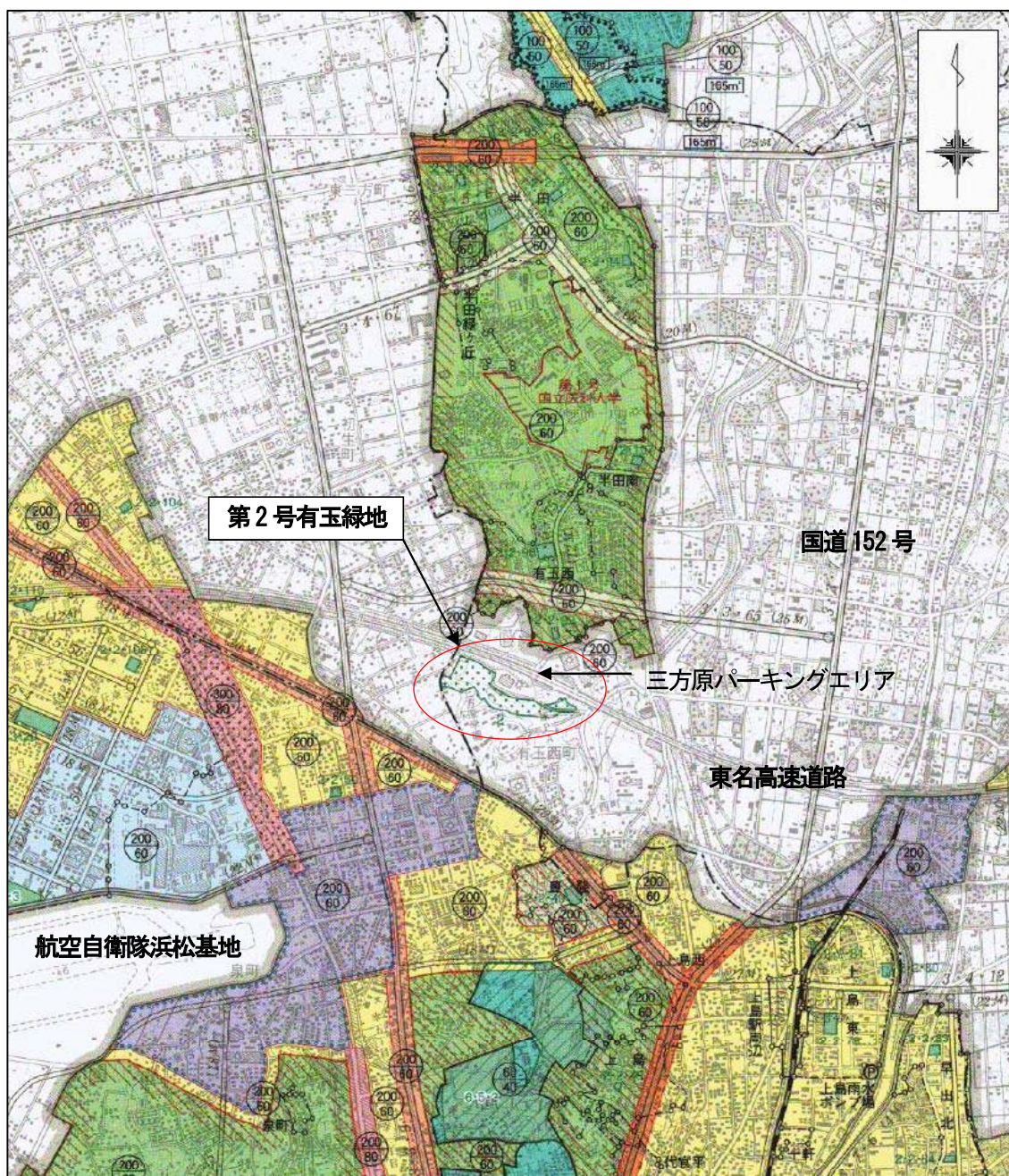
浜松市  
公園課

## 1. 都市計画決定（変更）の内容

### ■現在の状況

- 位 置 : 浜松市東区有玉西町地内  
公園種類種別 : 第2号有玉緑地  
都市計画決定 : 昭和48年6月8日告示  
都市計画面積 : 5.25ha (H25末開設済面積5.25ha)  
変 更 理 由 : 三方原スマートIC設置に伴い、有玉緑地の環境の保全及び利用増進を図るため、区域の変更を行う。

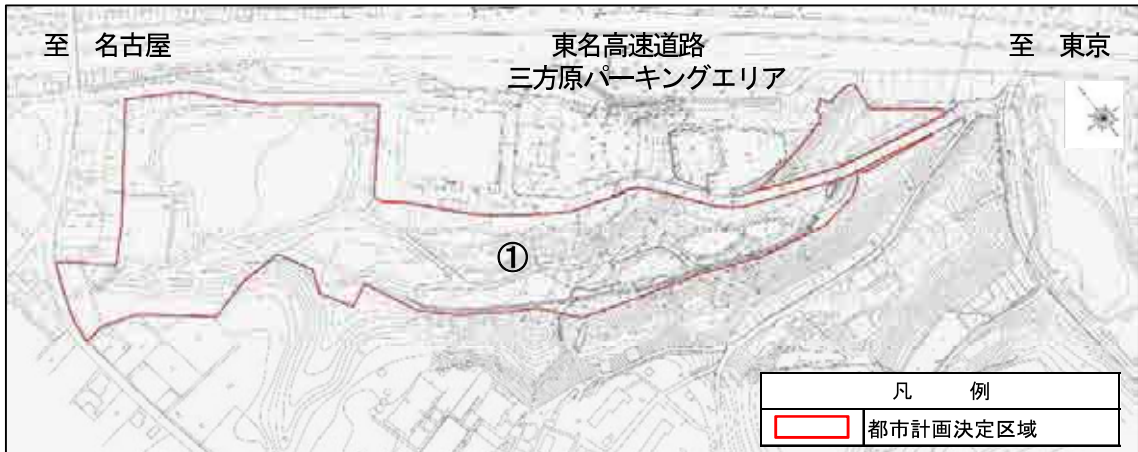
### ■位置図





■変更概要図

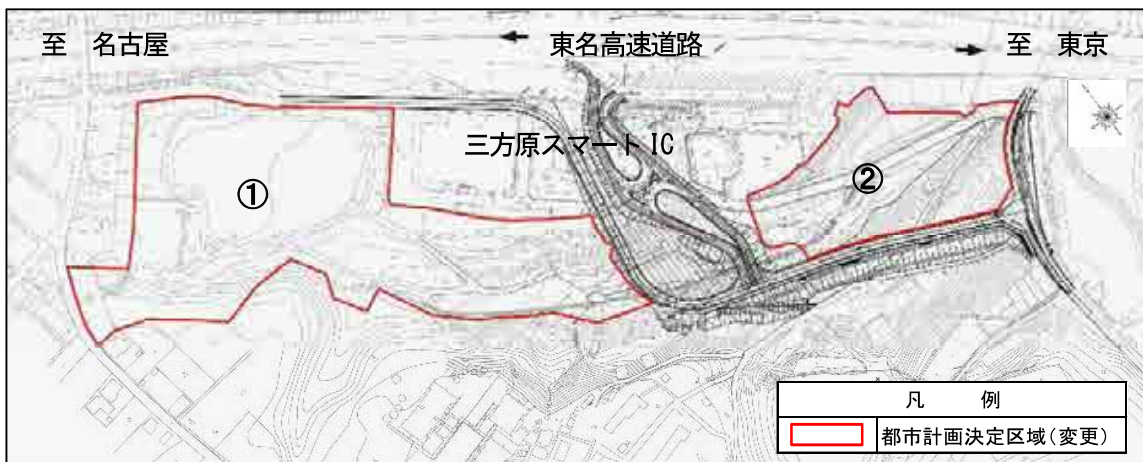
《変更前》第2号・有玉緑地



番号	名称	面積	備考
①	第2号・有玉緑地	5.25ha	



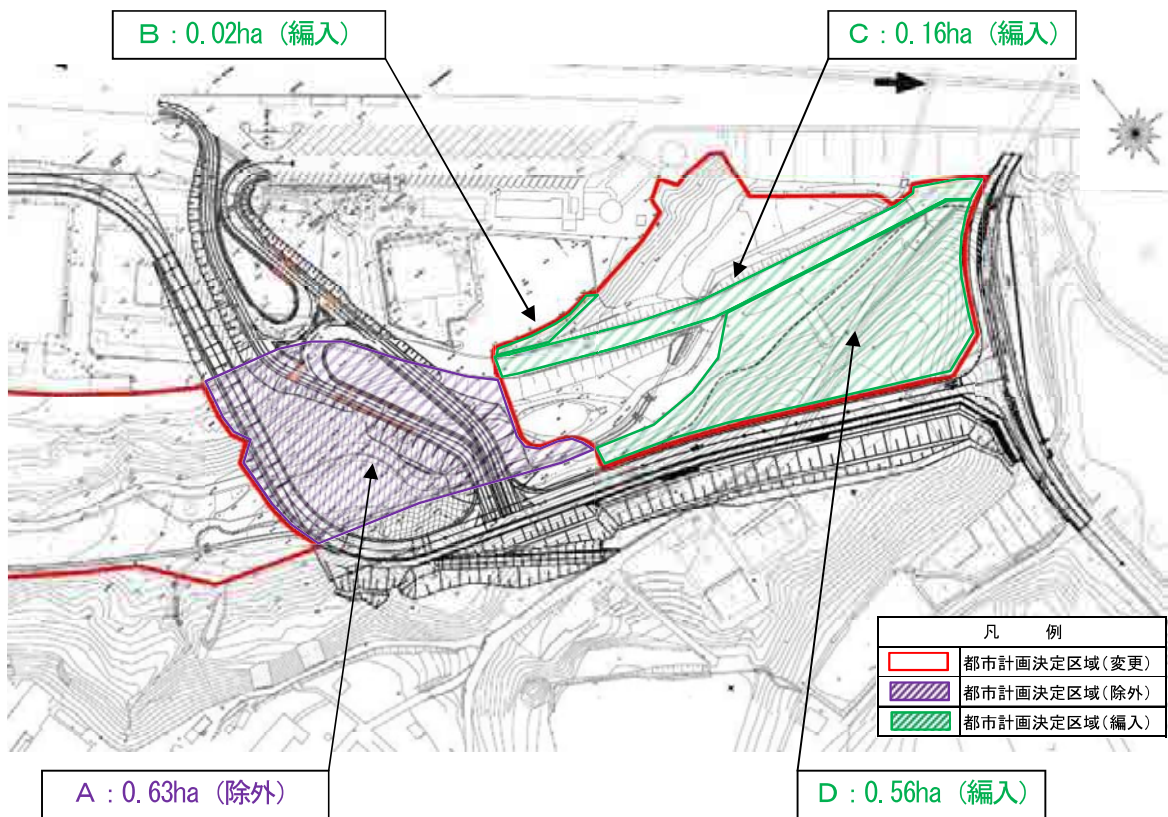
《変更後》第2号・有玉緑地、(仮称)第13号・有玉第2緑地



番号	名称	面積		備考
			都市計画決定	
①	第2号・有玉緑地	4.04ha	4.0ha	変更(5.25ha→4.0ha)
②	(仮称)第13号・有玉第2緑地	1.32ha	1.3ha	新規
	合計	5.36ha	5.3ha	

- ・緑地面積は、当初面積以上を確保します。
- ・第2緑地にも必要な機能（駐車場、トイレ 等）を配置します。

■変更面積の内訳

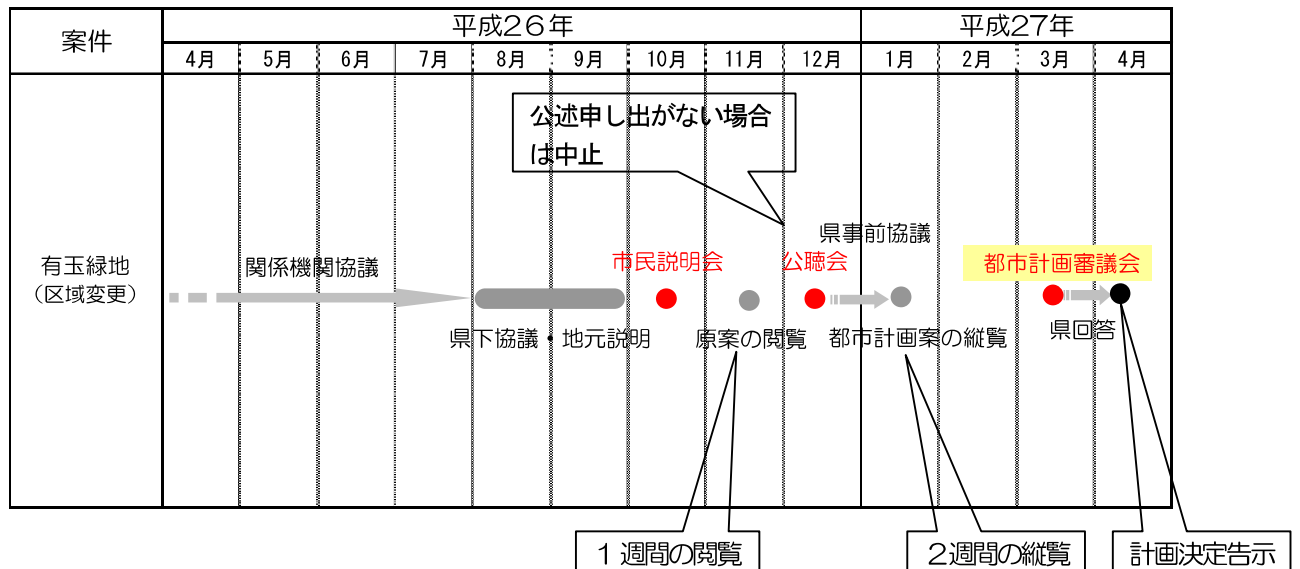


【面積増減表】

都市計画決定変更年度		平成26年度	備 考
都市計画決定面積		5.25ha	変更前
【変更箇所】		面積の増減	
A	三方原PA南	-0.63ha	除外(緑地→道路)
B	三方原PA東	0.02ha	編入(市有地)
C	有玉西12号線	0.16ha	編入(道路→緑地)
D	県所有地	0.56ha	編入(用地買収)
計		0.11ha	
都市計画決定面積		5.36ha	変更後

全体計画面積 5.25ha ⇒ 5.36ha (0.11ha 増)

## 2. 都市計画決定（変更）のスケジュール



### ■市民説明会について

日時：平成26年10月17日（金）午後7時から

会場：市役所101会議室（北館1階）当日直接会場へ

趣旨：都市計画変更に関する都市計画原案について、皆さんの意見を反映し、より良い計画にするため。

※出席者に住所・氏名は求めない（出席者の人数のみ把握）

### ■市民への周知方法

- ・ 広報はままつに掲載
  - 市民説明会のお知らせ（10月5日号）
  - 原案の閲覧・公聴会のお知らせ（11月5日号）
  - 都市計画案縦覧のお知らせ（1月5日号）
- ・ 市ホームページに掲載
- ・ 地元自治会へ説明会案内を配布（回覧） ※市民説明会のみ

## 3. 有玉緑地整備スケジュール

年度	内容	備考
平成26年度	用地買収・基本設計	
平成27年度	実施設計	三方原SIC整備工事・着工
平成28年度	整備工事	三方原SIC整備工事・完成

第9号様式

区 協 議 会

区 分	<input type="checkbox"/> 諮問事項 <input checked="" type="checkbox"/> 協議事項 <input type="checkbox"/> 報告事項				
件 名	教育文化会館(はまホール)の代替施設の負担軽減について				
事業の概要 (背景、経緯、 現状、課題等)	<p>概要:教育文化会館は、昭和36年7月に開館した施設である。1,492席の固定席を有するホール機能と防音対策が施された練習室9室、楽器保管庫2室を有している。平成24年度のホール使用率は69.9%で幼稚園・小学校・中学校・高校等によるホール利用が年間112日(利用全体の55%)を占めている。</p> <p>経過:築53年が経過し、施設の老朽化が進んでいることから平成24年3月「浜松市公共施設再配置計画」において機能は「見直し」建物は「廃止」と方針を公表。平成25年11月、市議会市民文教委員会において、平成27年3月末で、はまホールを閉館することを説明。</p> <p>課題:閉館にあたっては、施設利用者の活動の場の確保及び利用料金の負担軽減について考慮していく必要がある。また、閉館後の、今後の施設のあり方についても検討していく。</p>				
対象の区協議会	全区協議会				
内 容	<p>◎教育文化会館(はまホール)の閉館に伴う、代替施設の負担軽減について説明するもの</p> <p>(ア) 活動の場の確保について</p> <p>(イ) 利用料金軽減について</p>				
備 考 (答申・協議結果を得たい 時期、今後の予定など)	説明資料については、別紙参照。				
担当 課	生涯学習課	担当者	鈴木正仁	電話	457-2413

必要に応じて、記入枠の拡大や資料等の添付をしてください。

## 教育文化会館(はまホール)の代替施設の負担軽減について

教育文化会館(はまホール)の閉館に伴い、活動の場の確保及び利用料金の軽減を実施します。

### 経緯と今後の方針

教育文化会館は、昭和36年7月に市民会館として開館しました。平成6年4月、学校や社会教育関係団体の教育文化活動及び成果発表の場として位置づけ、名称も「浜松市教育文化会館」に変更しました。客席数は1,492席、練習室9室、リハーサル室等を有し、平成24年度のホールの使用率は69.9%で、幼稚園・小学校・中学校・高校等によるホール利用が年間112日(利用全体の55%)を占めています。

築後53年が経過し、屋根、外壁、空調設備等の老朽化が進み、建物の耐震性能を表すIs値が、国の規準0.6を下回る0.53であるなど、耐震補強、つり天井の補強対策、石垣補強などに課題があることから、平成24年3月の浜松市公共施設再配置計画において「機能：見直し」「建物：廃止」(移転も検討)としました。

機能については、既存施設を最大限に活用することにより移転し、建物は平成27年3月末をもって閉館とします。練習室については、本年度中に既存施設の会議室等の防音化改修を行います。

閉館にあたり、浜松市の将来の音楽をはじめとした文化の担い手の育成を目的として、学校教育団体\*について、アクトシティ浜松のホール利用の優先的な取り扱いによる活動の場の確保と、大幅な負担増となるホール利用料金の負担軽減を行います。

閉館後は、既存施設の利用状況や、改修整備する施設の利用実態等を検証し、廃止、建替え、新設を含めて改めて検討していきます。

\*学校教育団体:学校教育法第1条に規定する学校(幼・小・中・高・大学等)

### ◎ 閉館に伴う対応は以下のとおりとします。

#### (ア) 活動の場の確保

- ① ホールについては、市内の10施設11ホールを活用。

中区	アクトシティ浜松大ホール、中ホール、福祉交流センター、勤労会館、クリエート浜松
西区	雄踏文化センター
北区	みをつくし文化センター、三ヶ日文化ホール
浜北区	浜北文化センター、なゆた浜北
天竜区	天竜壬生ホール

土日休日のホール利用が不足することから、平日での利用を促進。

→ アクトシティ浜松は、市内の学校教育団体について、平日の演奏会・発表会等の利用に限り24ヶ月前からの予約受付を可能とする。(通常の利用は18ヶ月前から予約受付)

- ② 練習室については、既存施設に加え、4施設9室の会議室等の防音化により対応。

福祉交流センター(第1・第2・第3練習室)

勤労会館(24会議室)、

雄踏文化センター(小会議室、中会議室、大会議室(楽器保管庫8区画))

浜北文化センター(展示室、視聴覚室(楽器保管庫6区画))

・①ホール

(24年度実績)

対応可能施設	はまホール 入場者数	平日			土・日・休			年間計	
		はまホール 使用日数	他施設 空き日数計	平日 不足日数	はまホール 使用日数	他施設 空き日数計	土日 休不足日数	はまホール 使用日数	他施設 空き日数計
雄踏文化センター(604) 福祉交流センター(600) 勤労会館(549)等8施設	802人以下	49	971 (221)	0 (0)	43	191 (36)	0 (7)	92	1,162 (257)
アクトシティ中ホール(1030)	1030人以下	17	74	0	19	7	12	36	81
浜北文化センター(1208)	1208人以下	19	75	0	16	7	9	35	82
アクトシティ大ホール(2336)	1500人以下	18	53	0	23	4	19	41	57
	計	103	1,173	0	101	209	40	204	1,382

\* ( )内は8施設のうち中区の3施設計

・②練習室

代替可能日数比較(土・日) 単位:日

練習室面積(m <sup>2</sup> )	はまホール 練習室面積	はまホール 部屋数	はまホール 使用日数	代替可能 日数計	アクト 練習室	新あい ホール	クリエ ート	*福祉 交流セ ンター	*勤労 会館	*雄踏 文化セ ンター	*浜北 文化セ ンター
40~100	5	492	559	320	130				31*	78*	
100~150	2	189	292		43	103	12*			76*	58*
150以上	2	159	185		43	8	6*			64*	64*
高気密室	1	55	387	92	295						

・③はまホール楽器保管庫

代替区画数

楽器保管庫	14	計 16	2				8*	6*
-------	----	------	---	--	--	--	----	----

注1 \*印:新たに防音改修する施設 / 注2.楽器保管庫は区画数の比較 / 注3.クリエートの103日はレストラン撤退に伴う改修

(イ) 利用料金軽減

- ① ホールについては、浜松市の将来の音楽をはじめとした文化の担い手の育成を目的として、学校教育団体について利用料金を軽減。

対象施設	アクトシティ浜松大ホール、中ホール
軽減対象	市内の学校教育団体
軽減内容	大ホールの中規模利用(1.2階1,582席)及び、中ホール(1,030席)で、入場料0~1000円での使用料について軽減
軽減方法	利用料金の5割までの軽減を検討

練習室については、学校教育団体のはまホールでの練習室利用は全体の6.2%であり、はまホール閉館の影響が少ないことから軽減は行わず学校内での確保をお願いする。

## ①はまホール利用状況

(H24年度)

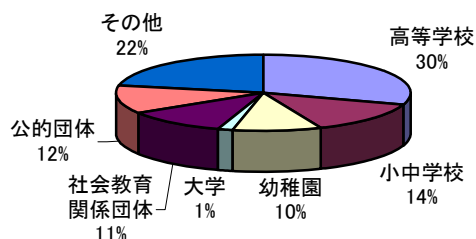
部屋名	利用人数	利用日数 <sup>a</sup>	利用可能日数 <sup>b</sup>	使用率 (a/b)*100	利用枠数 <sup>c</sup>	利用可能枠数 <sup>d</sup>	稼働率 (c/d)*100
ホール	212,891	204	292	69.9%	498	870	57.2%
リハーサル室	27,177	290	307	94.5%	562	918	61.2%
練習室21号室	24,439	303	308	98.4%	2,621	4,000	65.5%
練習室22号室	24,213	302	308	98.1%	2,569	4,000	64.2%
練習室23号室	13,639	308	308	100.0%	3,302	4,000	82.6%
練習室24号室	4,082	225	308	73.1%	1,313	4,004	32.8%
練習室31号室	18,045	307	308	99.7%	2,960	4,004	73.9%
練習室32号室	17,563	307	308	99.7%	2,848	4,000	71.2%
練習室33号室	21,518	307	308	99.7%	2,933	4,000	73.3%
練習室34号室	21,545	303	308	98.4%	2,693	3,999	67.3%
練習室35号室	30,778	303	308	98.4%	2,555	3,999	63.9%
楽屋1号室	16,327	151	294	51.4%	340	878	38.7%
楽屋2号室	14,681	146	294	49.7%	327	878	37.2%
楽屋3号室	15,795	140	294	47.6%	322	878	36.7%
楽屋5号室	16,306	139	294	47.3%	321	878	36.6%
控室1号室	2,841	156	307	50.8%	373	921	40.5%
控室2号室	2,681	95	307	30.9%	212	921	23.0%
会議室	1,579	75	308	24.4%	416	4,004	10.4%

利用人数合計 486,100 人

\*ホール、リハーサル室、楽屋、控室は午前・午後・夜間の一日3枠、練習室、会議室は1時間単位の一日本3枠

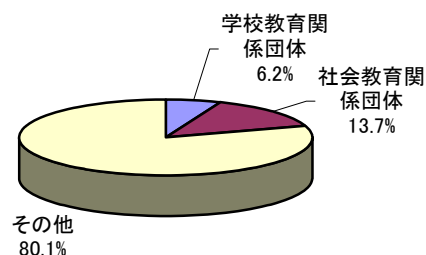
## ②

ホール 団体別の利用状況(年間)



## ③

練習室 団体別の利用状況(年間)





## アクティシティ浜松 使用料金表

### 1.受付開始日(大・中ホール、展示イベントホール)

利用内容	受付開始日	
通常の利用	利用日の	1年半(18ヶ月)
3日以上連続の利用 (2区分の貸出で一日とみなす)		2年(24ヶ月)
国際規模・全国規模 または2施設以上の利用(大、中ホール、展示イベントホール、コンGRESセンター全館)		3年(36ヶ月)
		前の同日

### 2.施設使用料

(単位 円)

利用区分			午前	午後	夜間	全日	
			9:00~12:00	13:00~17:00	18:00~22:00	9:00~22:00	
大ホール	入場料区分	0円~1,000円	1.2階利用 (1,582席)	66,030	98,530	131,040	262,130
			1~4階利用(2,336席)	92,260	138,390	183,440	366,940
		1,001円~3,000円	1.2階利用 (1,582席)	92,260	138,390	183,440	366,940
			1~4階利用(2,336席)	131,030	197,120	262,130	524,260
		3,001円~5,000円	1.2階利用 (1,582席)	120,540	181,380	241,140	482,290
			1~4階利用(2,336席)	170,890	255,800	340,760	681,530
	5,001円~	1.2階利用 (1,582席)	146,770	220,160	293,550	587,160	
		1~4階利用(2,336席)	209,670	314,530	419,400	838,800	
	営業の宣伝等を目的とする利用で入場料が無料の場合		1.2階利用 (1,582席)	85,839	128,089	170,352	340,769
			1~4階利用(2,336席)	119,938	179,907	238,472	477,022
中ホール	入場料区分	0円~1,000円	47,160	71,280	94,320	188,690	
		1,001円~3,000円	66,030	98,530	131,030	262,130	
		3,001円~5,000円	83,870	125,790	167,750	335,510	
		5,001円~	104,810	157,260	209,670	419,400	
	営業の宣伝等を目的とする利用で入場料が無料の場合		61,308	92,664	122,616	245,297	

備考 1 練習・準備並びに撤去のため舞台を利用する場合は、この表に定める使用料の7割とする。  
2 舞台装置を据え置く場合は、この表に定める使用料の5割とする。(舞台・楽屋等一切使用していない状態)

### はまホール 使用料金表(一部抜粋)

利用区分			午前	午後	夜間	全日
			9:00~12:00	13:00~16:30	17:30~21:30	9:00~21:30
土・日 休日	0円~1,000円	教育関係団体	21,270	34,480	39,600	95,350
		その他	30,390	49,260	56,570	136,220
平日	0円~1,000円	教育関係団体	14,640	27,860	35,200	77,700
		その他	20,930	39,800	50,290	111,020



第9号様式

区 協 議 会

区 分	<input type="checkbox"/> 諮問事項 <input type="checkbox"/> 協議事項 <input checked="" type="checkbox"/> 報告事項				
件 名	市立幼稚園再編の今後の対応について				
事業の概要 (背景、経緯、 現状、課題等)	<p>市立幼稚園を将来的に認定こども園へ移行していくためには、各地域における今後の幼児期の学校教育・保育ニーズ等を踏まえ、閉園を含めた再編が必要と考えています。</p> <p>しかし、今回の閉園計画を含めた市立幼稚園の再編につきましては、区協議会からの答申や保護者・地域の皆様からのご意見・ご要望等を重く受け止め、再編計画の実施については工程を見直すこととし、今後の状況を踏まえながら対応することとします。</p>				
対象の区協議会	全区協議会				
内 容	<p>平成 29 年度末の 13 園の閉園計画については、一旦取り下げ、今後、平成 27 年度の新入園児募集の状況や地域ごとの保育ニーズの動向等を踏まえたうえで、市立認定こども園への移行や閉園について再検討します。</p>				
備 考 (答申・協議結果 を得たい時期、今 後の予定など)					
担当課	教育総務課	担当者	辻村 得雄	電話	457 - 2401

必要に応じて、記入枠の拡大や資料等の添付をしてください。

## 第4回交通安全委員会 議事概要

日時 平成26年9月19日(金) 7:20~8:20 秋の交通安全運動事前街頭広報に参加  
実施場所：流通元町交差点  
8:30~9:20 交通安全委員会協議

会場 東区役所 31会議室

出席者 【委員】市川千次、今宿康一、齋藤絵美子、杉本恒雄、田村滋治、米山英二  
(50音順・敬称略)  
【東区区振興課】菊池渉課長、鈴木敏課長補佐

事務局 【東区区振興課】中田希、鈴木将太

## 1 街頭広報後の交差点の視察

- ・ 街頭広報後は黄色信号や赤信号でも通過する車両が増え、街頭広報の効果を感じた。
- ・ 特に、右折車両が黄色信号でもスピードを緩めず通過している。

## 2 街頭広報の感想

- ・ 街頭広報中でも、黄色信号や赤信号で通過する車が数台あることに驚いた。
- ・ シートベルト装着率は目視で100%だった。シートベルト装着は徹底されている。
- ・ 全体的に車間距離が狭い。
- ・ 南北に走る道はスピードを出して走っている車が多い。南北から東西の道へ右折する車は特にスピードを出しているように感じた。
- ・ 黄色信号になると、徐行するより急いで行く車両が多い。
- ・ 自分が運転するとき、黄色で急停止すると後ろの車両に追突されそうで怖いときがある。
- ・ 通過する車両の3割程度が浜松ナンバー以外の車両だった。浜松インターの近くということもあり、市外から来る車が多い交差点だと感じた。
- ・ トラックの後ろを走っている車は、信号が見えないのではないかと感じた。大きな交差点なので、正面だけでなく右側にも信号があってもいいのではないかと。

## 3 街頭広報の現状と今後の街頭広報への改善案など

- ・ 警察のような制服の人がいると抑止力になる。毎月行っている東区職員の街頭広報でも東警察や交通指導員会に協力してもらえれば、より効果的ではないか。
- ・ 流通元町の交差点は車両の交通量が多く、自転車や歩行者の数が少ない。主な利用者が車両の交差点だと、見ているだけで注意などができないので、歩行者や自転車も通り、街頭広報と指導もできる一般的な交差点でも街頭広報を行ってはどうか。

## 今後の活動予定

11月27日 交通安全講演会(笠井協働センター)

12月中旬 交通安全フェア(イオンモール浜松市野)

1月頃 第5回交通安全委員会

9月19日 秋の交通安全街頭広報 調査結果

南北	街頭広報中		街頭広報後	
	直進	右折	直進	右折
黄色信号で停止線を越えて通過した車両の割合	3.36%	8.33%	3.41%	28.57%
全通過台数	446	48	411	56
信号1回あたりの平均通過台数	89.2	9.6	82.2	11.2

東西	街頭広報中		街頭広報後	
	直進	右折	直進	右折
黄色信号で停止線を越えて通過した車両の割合	3.70%	18.37%	7.03%	21.15%
全通過台数	135	49	128	52
信号1回あたりの平均通過台数	27	9.8	25.6	10.4

※信号5回分の集計で算出



## 東区協議会 第3回 地域防災委員会 会議要旨

- 1 開催日時 平成26年9月3日(水)午後1時30分～午後3時30分
- 2 開催場所 東区役所 3階 33会議室
- 3 出席者 区協防災委員：村越、岡安、市川雄、高森、鈴木麻、森田、山田(敬称略)  
区振興課：防災・統計G長 鈴木勝久、広聴・事業G 鈴木将太 合計9人

## 4 会議内容

(1) 委員長あいさつ <村越委員長>

(2) 台風8号及び11号の対応について

(事務局から)

- ・台風11号接近の際、体育館が工事中のため、避難所として開設できなかった場所がある。
- ・東区内には連合自治会が6地区あり、各地区1か所以上は避難所を開設することとした。

(委員からの意見等)

- ・FMハローと協力してラジオでの情報提供を行っているとのことだが、複数のラジオ局と協力することはできないのか。
- ・区から地区自治会連合会長への避難所開設等の情報伝達方法は確立しているが、その後地域住民にまで情報を流していくシステムが確立させていないため、避難所開設の情報を知らない住民が大勢いる。
- ・地域住民同士で情報交換ができるようなネットワークの構築が必要である。

(3) 地震及び風水害時の避難のタイミングと行動について

(事務局から)

- ・大雨と防災について、パワーポイントにて説明。
- ・区協議会の中だけの情報でなく、地域へ配布できるようなチラシがあればいいと思う。
- ・特に小中学生向けのチラシがあれば効果があると思う。

(委員からの意見等)

- ・小中学生向け出前講座で使用している教材をベースに作成したらどうか。
- ・現在行っている自主防災隊の訓練において、避難所に集合するところまでは行っているが、その後の行動については特に何もしていない。HUG訓練等さらに深く訓練を行ってほしいと思う。

- 5 その他 次回開催日 10月27日(月)午後3時00分～  
※起震車による地震体験を委員会内で行う予定。